

1. 議事日程（平成28年第1回北広島町議会定例会）

平成28年3月14日
午前10時開議
於 議 場

日程第1 一般質問

一般質問

《参考》

- | | |
|------|--|
| 藤井勝丸 | ①自然、環境保全対策を問う
②豊平病院の運営と医療・介護の方針は |
| 中村勝義 | ①地域づくりの人材育成 その成果と今後の取り組みは
②万全か。18歳選挙権教育 学校現場は
③農業振興対策を問う |
| 中田節雄 | ①学校のクラブ活動における生徒の送迎について
②危険薬物（覚醒剤）の教育について問う
③行政文書の文字を大きくするべきではないか |
| 大林正行 | きたひろネットの更なる活用を |
| 室坂光治 | 安佐・豊平芸北40号線他町道除雪・白線について伺う |
| 柿原徳則 | 民間手法の活用について問う |

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 1番 真倉和之 | 2番 中田節雄 | 3番 久茂谷美保之 |
| 4番 藤堂修壮 | 5番 梅尾泰文 | 6番 森脇誠悟 |
| 7番 柿原徳則 | 8番 室坂光治 | 9番 中村勝義 |
| 10番 伊藤久幸 | 11番 浜田芳晴 | 12番 藤堂勝丸 |
| 13番 蔵升芳信 | 14番 田村忠紘 | 15番 美濃孝二 |
| 16番 大林正行 | 17番 宮本裕之 | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 空田賢治	教育長 池田庄策
芸北支所長 成瀬哲彦	大朝支所長 齋藤幸司	豊平支所長 多川信之
危機管理監 松浦誠	総務課長 古川達也	財政課長 信上英昭
企画課長 山根秀紀	税務課長補佐 西村豊	福祉課長 清見宣正
保健課長 多田誠子	農林課長 藤浦直人	建設課長 砂田寿紀

町民課長 輪 田 孔 俊 上下水道課長 清 水 繁 昭 消 防 長 田 辺 弘 司
学校教育課長 石 坪 隆 雄 生涯学習課長 佐々木 直 彦 商工観光課長 隅 田 好 則
会計管理者 三 宅 正 登 国土調査事務所長 石 川 齊 豊平病院事務部長 佐々木 靖 志

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 佐 伯 孝 之 議会事務局 田 辺 五 月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） おはようございます。ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（加計雅章） 日程第1、一般質問を行います。質問の通告が重複したものがありますので、答弁が終わったものについては、ご配慮をお願いしたいと思います。質問時間は30分以内、また答弁においても簡潔に行うようお願いしておきます。登壇して、マイクを正面に向けて行ってください。質問の通告を受けておりますので、12番、藤井議員の発言を許します。

○12番（藤井勝丸） 12番、藤井勝丸でございます。最初に、豊平病院の運営と医療・介護の方針について質問いたします。町は、昨年12月、豊平病院は、医師の確保が困難なこと、財政状況等から無床診療所に変更する方針を発表されました。年間約3億円余の赤字、病院建設費の起債約9億円余りの負担を残し、病院存続要望等がある中で苦渋の選択をされました。その後、今年1月中旬になり、広島市内の医療法人の病院管理運営の話があり、協議の結果、本年4月から新体制で豊平病院を存続、運営にあたる方針を示されたところです。豊平地区の医療を守る、豊平病院の機能を残すことに町民の反対、異議はないと思います。高齢化、人口減少、過疎化、厳しい財政状況の中で、持続可能な病院経営、地域医療を守ることは重要なことです。しかしながら、町民の抱いているような運営が課題ではありませんか。今年1月28日、新聞の1面にも、大きく取り上げられました。医師不足が深刻で、中山間地の公立病院は厳しい経営を迫られております。この豊平病院の問題は、思い出すと、千代田町が、北広島が合併する前、合併協議会で議論された問題でもあります。病院経営は非常に難しい、どうしたらいいかということは、そのときから議論されたことで、そのときの議論が生かされていないようにも思われます。豊平病院問題は当面の重要課題なので、あえて質問させていただきます。まず、最初に豊平病院の体制、運営方針の概要、これを町民にどのように理解、協力を

得るか、所見をお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 豊平病院事務部長。

○豊平病院事務部長（佐々木靖志） 豊平病院の体制、運営方針の概要等につきまして、豊平病院からご説明いたします。豊平病院の体制は、入院については44床の病床を継続します。外来診療の診療科目は、現在の内科、外科、リハビリテーション科に加え、整形外科、リウマチ科が加わります。医師については、現在の医師に加え、医療法人の内科、整形外科の医師が加わります。病院の運営方針は、基本理念を安心して続けられる医療とし、高齢化の進む中山間地域において可能な限りの医療を提供し、住民が希望する病床継続につなげること、医療と介護との連携など、地域包括ケアについての取り組みも視野に入れた地域医療を展開していくこと、これまで提供されていた医療サービスを踏襲しつつ、新たに手術を含んだ整形外科、漢方内科を開設し、経営の改善を図っていくとしています。町民に対する理解、協力については、住民説明会を予定をしています。これまで以上に豊平病院へ気軽に来ていただき、豊平病院をかかりつけ医として活用してください。特定健診や人間ドック、予防接種なども利用していただけるよう体制をとっていきます。診察だけでなく、予防の段階から病院を利用していただきますように強くお願いします。また、病院職員も住民の皆さんが受診しやすい、利用しやすい病院になるように努力をしていきます。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 病院の体制、運営方針は、地理的条件、高齢者人口減等について、地域のあり方はどうあるべきか。また、医師、看護師の充実に本当に課題はないのだろうか。病院か有床診療所か、専門的知識も入れて十分検討されたのでしょうか。また、県の方針、いろいろ県も最近の医療方針について、いろいろ言われておりますが、県のほうの理解は得られたのだろうか、伺いたいと思います。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 地域医療のあり方ですとか、医師、看護師の不足のことについて、いろいろ検討、どのようにしているのかというふうなことにつきまして、保健課のほうからお答えをしたいと思います。去る3月3日に北広島町町立病院診療所経営健全化委員会を開かせていただきました。その中では、豊平病院の経営形態を指定管理制度に移行するということにつきましては、1月以降の急な方針転換であり、なかなか議論がこの委員会で決定をするのは難しいということで、むしろ議会の中で議論し、決定をしていただきたいというふうなご意見がございました。また指定管理料は多額でありますけれども、豊平病院は自治体立の病院の機能を継続していくことが大変重要であり、町として責務もあるということで、指定管理者の医療法人のほうも、この責務を継続をしてやっていただくように強くお願いをしたいというふうなこと、また地域の2500名の方が病院を残してほしいという署名を出されておりますけれども、その病院を残すためにお金が必要であるというふうなことを理解をしていただいて、本気で病院を残すということを地域の皆さんもしっかり地域の中で議論しながら、病院を支えてほしいというふうな意見が出ております。それから、医師、看護師の不足につきましては、確かに議員がおっしゃるとおり、大変、中山間地での医師、看護師の不足は非常に深刻であります。指定管理制度に移行しましても、確保については、引き続いて取り組んでいかないといけないというふうに思っております。また、県のほうでも、今、地域医療ビジョンの計画を立てているところですが、地域の他の医療機関とも連携しながら、豊平病院が担う役割等十分町も認識を

しながら、指定管理の医療法人と一緒にこの地域医療ビジョンに沿いながら経営をしていくことが大事であると思っております。県のほうへも相談に行って、町の方針については、お話、説明をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 今のお話で、急なことであり、議会とも十分協議して決めてくれというような意見とか、それから、県は医師会ともよく話をしているというような回答であったと思うんですが、それでは医療審議会、それから医師会等の理解、協力の状況はどうだろうかということなんです。それともう一つは、病院経営については、議員としてもどうあるべきか、知識がないのが常識です。どのような体制にするかということについて、専門的に十分分析なり検討して当たられたのだろうかということについて質問します。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 病院経営、また今後の地域医療のあり方等について十分検討した結果であるかというふうなご質問だと思います。十分期間があつて、本当のことはしっかり議論をして決定をしていくべきだというふうに町のほうも考えておりますけれども、この豊平病院は無床診療所にせざるを得ない状況の医師不足が非常に深刻な状況の中で、無床診療所もやむを得ないというふうな結論にも達していたわけですが、地域住民の方の強い要望もございまして、指定管理をしてもいいというふうな医療法人の方の申し出もあるということで、十分ではないんですけれども、ベッドを残していくということが豊平地域の方の唯一の医療機関である豊平病院を運営していくことというのは、やっぱり地域医療を展開していく上では非常に重要なことだというふうなことで、今回の指定管理制度への移行を決定をしております。審議会のことにつきましては、先ほど、北広島町立病院診療所経営健全化委員会のことで、審議会は、それをもって検討させていただいております。以上です。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 今のお話では、急なことで期間もなかった。そういうことで、十分検討できなかったというように私は理解するわけです。しかしながら、こういう大きな問題ですから、もう一つ、住民の要望がということ。しかしながら、医師会との本当の理解、これは大事なんじゃないでしょうか。町全体の医療の問題考えても、どうしてもこれとの理解というものは、私は必要じゃなかったんかというように思います。それで次には、果たして病院の医師は確保できるのか。常駐医師はどうだろうか、当直医師はどうだろうか。看護師は大丈夫だろうか。指定された法人は、広島で総合病院としての医師も確保して立派にやっておられると思うんです。しかしながら、こちらのほうにどういうふうに配分するだけのことがあるのだろうか。もう一つ、看護師についても前にも問題になったんですが、看護師の数を3対1にするか、あるいは10対1にするかということで、医療方針が大分違うというような話がありました。そこらの点はどういうふうに、まず、医師の確保、そこらの点をあわせてお願いします。

○議長（加計雅章） 豊平病院事務部長。

○豊平病院事務部長（佐々木靖志） 医師、看護師の配置につきまして、豊平病院からご回答いたします。当面、4月は残念ながら常勤の医師が配置されることはありません。ただし、法人側も医師採用につきましては、今後努力をして1年以内には常勤医師を採用するようという方針を出しておられます。ご指摘のように看護師の問題もありまして、4月当初は、ぎりぎりの人数でスタートせざるを得ない状況です。1年かけまして、余裕のあるスタッフをそろえてい

きたいと考えております。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 先日の病院問題の説明会のときでも、本当に大丈夫だろうかという話があったんですが、その時の話では、私は、病院理事長の意欲は認めます。努力されるんですが、本当に大丈夫なんだろうかという不安は拭えません。ですから、そういうこともあわせて、本当にどの程度の体制を考慮すべきだったかということについて、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 保健課のほうから、今後の診療体制というふうなところでお答えをしたいと思います。現在の診療体制に、法人のほうから毎日医師が来られて、内科、整形外科の診療を新たに開始をされます。以上です。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 期間がなかったとはいえ、そういう意味はわからんこともないんですが、しかしながら、一時的に、臨時的に無床の病院、あるいは無床の診療所としてスタートできなかったのに、いきなりこれだけの体制を整えようというのが無理があったんじゃないかというように私は感じます。それでは、次に、平成28年度の指定管理料は3億1400万円と伺っております。この指定管理料は、常駐、今までの常勤医師が1人のときの赤字額と同一と思われる。この管理料適切であろうかどうかと、公金で病院の赤字を補填する病院経営、一方で、自力で努力されているほかの病院との均衡はどう思われますか。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 平成28年度の予算におきましては、この豊平病院会計への国からの地方交付税を除いた実質の負担額として3億1100万円を計上させていただいております。これは、今年度12月補正後の予算額2億3200万円と比較し、約7900万円の増額となっております。町財政への影響は大きいものと考えております。しかし、先ほど来答弁しておりますように、豊平地域の医療サービスの低下を招かないこと、経営形態変更の判断時期を逸しないという観点から、指定管理移行初年度に当たり、多額の財政投資もやむを得ないと判断をいたしたところであります。この形が毎年続いていくということではなく、改善する過程の第一歩であると認識をしております。こうした状況も踏まえ、新年度の予算編成におきましては、既に予定をしておりましたどんぐり荘の改修事業につきまして、やむなく平成29年度に先送りをさせていただいたところでございます。今後は、民間の経営能力の発想による効率的で健全な経営となるよう、町といたしましても指定管理者と十分に協議をしながら取り組んでいくこととしております。住民の皆様におかれましては、この豊平病院の状況をご理解をいただき、地元のかかりつけ医として、しっかりとご利用いただきたいと思っております。今後は、さらに病院職員、関係者一丸となり、患者の皆様が豊平病院をご利用いただけるよう、精いっぱい努力をしておりますので、ご理解とご協力を重ねてお願いをいたします。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 28年度の予算を見ましても、観光商工費は、企業立地奨励金1億8000万円を入れても2億4000万円、長い町道を管理しておるわけですが、この町道整備費が1年間1億9000万円、そして、もう一つ言わせてもらいますと、今、町内に要介護者が1300人おられると。これの1年間のサービス給付金が27億円ということ、1年間の介護事

業ですね。そういうようなのを比べても3億円を超えるような事業は見当たりません。非常に財政的には苦しいんじゃないかと思います。これまでの説明で、常駐医師の問題、体制の問題について、ここの病院は例外なく医師の確保できるかもわかりませんが、私は不安を感じるわけです。また、手術も行うという、しかしながら、今既存の町内の病院は、手術やその他できるだけ多機能設備を備えたものでなく、手術はあまりしてないと思うんです。市内の病院等専門的体制の整った大きい病院への紹介を充実させているのが現状じゃないでしょうか。いろんなことを考えて、お医者さんの確保の問題、財政の問題を考えて、適当だろうかということをおもうわけです。最後になるとは思いますが、もう一度医師会等も十分協議して、この地域の病院、医療のあり方、再検討されてはどうでしょうか。今は、へりも救急業務の問題も整備されておると思うんです。交通網も変わってきております。再検討の考えはありませんか。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） まず、医師の確保でありますけども、先ほど説明をしましたが、4月当初から常勤医師を新たにということにはなりませんけども、毎日この法人指定管理者のほうから、最低1名は増えるということでありまして、これまでの医師は、そのまま継続し、新たに医師が増えるということでありまして、医師確保については、そういう形で当面スタートすることになります。これについてはご理解をいただきたいと思っております。もともと医師確保が難しい中で、無床診療所にせざるを得ないというふうに判断をせざるを得なかったという状況でありまして、豊平病院も、これまで医師が確保できていた時代には、経営的にもペイしておったという状況もあります。そういう状況にできるだけ早く戻していくということで進ませてもらうというふうに思っております。それから、医師会との協議でありますけども、これまで情報交換はさせていただいておるところでありますけども、今回の指定管理ということで、また、医師会の仲間入りもさせていただかなければならないということで、役員会等では、一緒に協議もさせていただきたいというふうな思いを持っておるところであります。こういう形で、まずはスタートを切らせていただいて、改善を図っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 本当に、この判断が適切だったのかどうかということについて十分な理解は得られませんでした。これはこれぐらいにしまして、次の質問をします。先月20日に、どんぐり財団主催の健康問題についての講演がありました。四国医療産業研究所の櫃本医師の講演、そして三重県いなべ市の元気づくり大学長の話等々で、少子高齢化、医療・介護の変化、社会保障費、病院介護の問題、それから寝たきりが多くなったとか、あるいは痴呆症の問題、いかに元気な高齢者、健康増進が必要かということ、医療含めて、ソフト・ハード面で意識改革が必要と、この話を聞いて私はますます認識したわけです。また、豊平運動公園、それから千代田運動公園を去年から管理をいただいたどんぐり財団は、積極的に元気づくり事業にも取り組んでおられ、現在、豊平病院の利用者が1年に約11万人ぐらいだそうです。それに比べて、千代田運動公園の利用は半分にも満たない4万5000人ぐらいだというふうに伺っています。千代田運動公園は、温水プールの利用含めて豊平並みに増やすという意気込みも聞かせていただきました。健康増進にも努めるということで期待をしたいと思っております。人口規模に比べて充実していると私は思うんですが、町内の運動施設の有効活用が大きな課題と思っております。もう時間もありませんので、質問として、本町が進めている元気づくりシステムの成果について

お答えいただきたい。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 本町の進めている元気づくりの成果について、保健課のほうからお答えをしたいと思います。この事業は、平成25年9月からスタートしておりまして、現在26カ所で、筋力アップの体操やストレッチなど元気づくりの体操を住民の方が週に2回、90分間、地域の集会所などで実施をされております。それと同時に地域で活躍していただく元気リーダーを育成しておりますけれども、現在219名になっております。今年度4月から2月末まで参加延べ人数は1万7738名の方がこの体操を実践をされて、介護予防、健康増進に積極的に取り組まれているところです。これらの取り組みの結果、75歳以上の人口の方は増える中、介護保険の認定を受けている人の割合が1月末現在で23.1%なんですけれども、ずっと上がり続けておりましたけれども、9月末23.3%からすると0.2%、わずかなんですけれども、減少しております。あわせて国民健康保険に加入されている方の年間の1人当たりの医療費も平成20年度からずっと増加を続けておりましたけれども、平成25年度より少しずつ下がっておりまして、平成26年度、27年度と減少しております。27年度、まだ見込みですけれども、一番多かった24年度と比較すると1万7136名、1人当たりの年間の医療費ですけれども、減少する見込みです。この結果、元気づくり推進事業に参加をされることで、体が元気になられたのではないかというふうに思っております。以上です。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 病院、介護施設の充実などだけでなく、講演部分についてもしっかりやっていただきたい。期待をしております。次に、人口減時代、持続可能な医療、介護のあり方について、簡単に説明をお願いします。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 人口減少の中、健康寿命を延ばす取り組みというふうなことでお答えをさせていただきます。先日、議員がおっしゃった講演会ですけれども、元気なまちづくり、主役は北広島町民だ、というふうなテーマでの講演会には、元気づくりシステムに参加をされている約100名の方が参加をされました。その中で、櫃本医学博士の講演だったわけですけれども、その先生がおっしゃる中に、健康づくりとは、病気にならないためだけではなくて、その人らしい人生を実現するために、今の生き方を振り返り、見直すことだとおっしゃっておりました。そして、人生の最後まで自分らしく生きるためには、自分らしい死に方を考えることが大切で、そのためには、日ごろからかかりつけ医師、歯科医師を持つよう強く勧められました。健診の受診とか、病気の予防に努めること、そういう中で、医療を上手に活用していくことが今の高齢社会には大変重要であるということです。国民健康保険の加入者の方の医療を見ますと、毎年健診を受けている人は、受けていない人よりも医療費が少ないという結果があります。町としましても、かかりつけの先生、かかりつけの歯科医師の方に日ごろから健康管理をしていただくように引き続いて取り組んでいきたいというふうに思います。また、65歳以上の方が一番幸せであると感じるときは、ありがとうと心から感謝をされたときと、自分が心から、周りの方に対してありがとうと言える出会いがあったときではないかということです。そのことを講演で先生がお話されました。北広島町では、総合戦略の柱に、先ほどの元気づくり推進事業を掲げております。活力ある暮らしをつくるために健康づくり、元気づくりに取り組んで、お互いがあるとうと言える、言い合える北広島町のこのシステムにしていくこ

と、そして、健康寿命のまちを目指していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 本当に大事な健康の問題でございます。ひとつしっかりやってもらいたい。最後になるかと思うんですが、県とも連携して、地域医療、病院、介護の問題、あるいは予防の問題等含めて、今の時代は、高速道も整備されとるし、ドクターヘリの問題、救急車両の整備も図る必要があると思うんですが、そういうこともあわせて、広域医療体制のことを考慮に入れて、本当にこの地域の医療、介護、健康増進にどうあるべきか、豊平病院の問題も含めて、再検討すべき重要課題ではないかと思えます。再度、所見をお伺いします。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 高齢社会を迎える中で、今後どういった医療を進めていくかというのは大きな課題であろうというふうに思っておりますが、地域全体で、地域包括ケアというようなものを考え方を進めていかなければならないというふうに思っております。介護予防ももちろんありますが、医療機関とも連携しながら、それらを進めていく。あるいは介護の機関とも連携しながら進めていく。そういったものをつくっていかなければならないというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 医療問題については、まだまだ不安に思うことがある、質問したいことがあるんですが、これぐらいにしまして、後からまた同僚議員も質問されると思しますので、これぐらいにします。次に、自然、環境保全対策についてでございます。最初に、総理大臣から、ふるさとづくり大賞として表彰を受けられました芸北せどやま再生会議、NPO法人西中国山地自然史研究会の関係者の皆さんに心からお祝いを申し上げます。と同時に、ますますの活躍とご発展を祈念いたします。本題に入ります。豊かで便利な生活を追い求め、その結果、産業活動や生活排水による水質汚濁、ごみ処理の問題、多量の化石燃料資源やエネルギーを消費して地球温暖化、野生動物の絶滅など環境問題が大きな課題です。環境問題は、地球規模の問題でもあり、広域・多岐にわたりますが、どうしても環境対策より経済対策、効果が優先される状況にあり、行政としてどう対応していくか、難しい課題であることは理解します。私は、昨年の12月の議会でも環境問題について質問しました。その後、研修の場に参加しまして、ますます環境の問題が重要であるというのを思い、再度関連質問をさせていただきます。まず、第1番に、瀬戸内海環境保全特例法、瀬戸内海の環境保全に関する広島県の計画、森里川の自然を守るためには、山地に住んでいる人も都市に住んでいる人も瀬戸内海をきれいにするためにも、あるいは魚介類を保護するためにも必要だと言われております。また、そう思います。そこで、今のこの瀬戸内海環境保全に関する計画について、本町として、どう対応していかれるのか、今後の方針について、まず、お伺いします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） それでは、町民課のほうから答弁させていただきたいと思えます。瀬戸内海における環境を保全する観点から、中山間地の自治体が果たす役割には大きなものがあると考えております。国の瀬戸内海の環境保全に係る基本計画の中には、水質の保全が定められており、広島県計画、これは変更の素案に対しましても、県民の意見としまして、山や川を含めた流域全体での取り組みの必要性が訴えられているところであります。本町におきましても、太田川水系の源流域として支流を抱えております。その水質を保全することは大変重要である



と認識しております。こうした河川の環境保全の観点から、水質の状況を把握するというところで、年2回、町内18地点において河川水を採取し、調査分析を行っているところでございます。その測定値については、ホームページ等で公開しております、情報提供を行っているところでございます。今後も国、県など関係機関と連携しまして、源流域を抱える自治体として、河川水の環境保全に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 次に、本町の自然環境保全等の活動状況、組織等は把握されているでしょうか。

○議長（加計雅章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 本町の自然、環境保全等の組織等の把握についてということにつきまして、生涯学習課からお答えさせていただきます。地球温暖化防止、あるいは、ごみ問題等の観点で、自然環境保全等に取り組む組織、団体として、北広島町公衆衛生推進協議会、女性会、老人クラブ、商工会等で構成される脱温暖化エコきたひろと称する組織がございます。町が事務局を担っており、主な活動として、節電、エコドライブなど二酸化炭素削減、脱温暖化の実践行動の呼びかけ、自然に触れ、旬を楽しみながら、脱温暖化を考えるイベントのウォーキング会の開催、ごみの不法投棄防止啓発活動、小学生と中学生を対象とした環境啓発ポスターの募集など、脱温暖化に向けた取り組みがなされております。また、NPO法人い〜ねおあさでは、使用済みの食用油から二酸化炭素等の排出の少ないバイオディーゼル燃料を精製し、町内巡回バスで利用するなど地域循環型社会の形成を目指した取り組みをされています。また一方、生物多様性の観点から、自然、環境保全にかかわる団体としては、芸北3団体、大朝1団体、豊平4団体、千代田1団体の計9団体を把握しております。そのほかにも活動団体はあると思われますけども、全容は把握できていません。また、漁協や小中学校なども独自に自然、環境保全にかかわる活動を行っております。団体の連携については、個別の交流はあると思われますけども、現在のところ、町としての連携促進などは行っていません。本年度に関しましては、教育委員会が町内4団体の協働により、エコカフェとしてミニフォーラムを町内4カ所で開催し、約300人の来場を得ました。今後は、このような協働事業を通じて、連携を促進し、自然、環境保全意識の醸成を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 次に、生物多様性きたひろ戦略、生物多様性保護条例を制定されております。これは、県内の市町で唯一の条例制定ではないかと思えます。このことについて、町民の理解、協力は得られているのか。支援はどうなっているのか質問します。

○議長（加計雅章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 今年度、平成27年4月に配布いたしました、生物多様性きたひろ戦略、のパンフレットですとか、小学校での授業、高原の自然館の運用などを通じて、一定の理解は得られ、他の市町に比較して高い意識は得られてきていると考えますけども、まだ、十分とは言えないという認識を持っております。一方で、生物多様性という言葉は使っていないものの、戦略の推進に沿う活動をされている団体も見受けられます。教育委員会としては、こうした活動に光を当てて、エコカフェなどのフォーラムを通じて、広く町民の皆様にご存知の活動ととも、活動をより活性化させるような支援を進めてまいりたいと考えております。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） パンフレットのことだろうと思います。せどやま再生事業の拡大、推進について、これもあわせて、どのような支援体制を考えているのかお聞きします。

○議長（加計雅章） 芸北支所長。

○芸北支所長（成瀬哲彦） 芸北支所から、せどやま再生事業の取り組みにつきまして、お答えをさせていただきます。せどやま再生事業につきましては、せどやま再生会議が取り組んでおられます事業で、住民が北広島町の芸北地域の山で採取した木材を地域通貨で買い取ったり、建材として流通させているシステムでございます。近年、この事業で採取しました原木は、オークガーデンのまきとして供給されているほか、地域内の流通も行っております。このせどやま再生事業の副活動としまして、せどやまもいろいろな体験活動開催されておりますので、町といたしましても、現在、この森林資源の供給安定が最も重要と考えております。森林資源を育成しまして、供給の拡大を図る必要もあり、再生会議としての後押しをしているところです。町といたしましても、森林資源の有効活用や山地の荒廃を防ぐことは最も重要なことと捉えておりますので、森林資源の保全活動に協力していくように考えさせていただいております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 私、一般的にこの北広島は自然を生かしたまちづくりとか、このいい自然が宝だとかいう言葉は出るんですが、どうも具体性に欠けるとるんじゃないかと。各課の連携、状況によってはプロジェクトチームを立ち上げるとか、単なる教育問題としてでなく、もう少し考えるべきじゃないか。また、この活動をアピールしていくべきじゃないかというように思います。最後になると思うんですが、源流域の自然を生かした施策がどうも具体的な施策がないということで、総合戦略なら長期総合計画などにこういう活動、事業を盛り込んで進めていくべきではないかということを質問し、町の方針を伺いたいと思います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 企画課から回答させていただきます。北広島町総合戦略の策定、推進方針の中で、総合戦略の取り組み、施策を定めるにあたっては、本町の豊かな自然に恵まれた環境、受け継がれてきた多くの誇りある歴史・文化など、大都市にはないさまざまな地域資源を生かすことを基本的な考え方としております。基本目標1、方向1の仕事の育成、操業支援では、豊かな自然を活用した農林業の強化や環境エネルギーなど成長分野における事業による経済産業の向上を目指し、また、方向3の農林畜産分野のブランド化と人材の確保では、薪、木質バイオマスの利用について普及促進し、環境意識の向上と町有林の活用・拡大を進め、基本目標に方向1、人を呼び込む北広島の魅力発信では、芸北高原自然館等を拠点とした自然を生かしたイベントなど、町内外から人が集うような取り組みにより、特色ある自然を活用したまちづくりを推進することとしております。来年度策定をいたします第2次北広島町長期総合計画におきましても、総合戦略同様、本町の豊かな自然に恵まれた環境、受け継がれてきた多くの誇りある歴史文化など、大都市にはないさまざまな地域資源を生かした施策の推進を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 町内には、自然問題に熱心な有能な方もたくさんおられます。その人たちの意見も生かして、ぜひとも施策の推進、町のイメージアップに努めていただくことを期待して、以上で質問を終わります。

○議長（加計雅章） これで藤井議員の質問を終わります。暫時休憩をいたします。11時10分より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 58分 休憩

午前 11時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開をいたします。次に、9番、中村議員。

○9番（中村勝義） 9番、中村、さきに通告しております大綱3間について、一般質問を行います。まず、1点目、地域づくりの人材育成、その成果と今後の取り組みについてお伺いいたします。地方創生が大きな政策課題となっている昨今であります。地域づくりの課題は、住民に身近な社会資本整備の充実は言うまでもありませんが、それ以上に現在の新しい地域課題の一つは、高齢化の進展と人口減少によるさまざまなひずみをもたらしている課題群であり、その中には、すぐにでも解決を迫られているものが山積しております。そのためには、今、特に必要とされるのがすぐれた個性と巧みな工夫に満ちた地域づくりの実践と将来への提案であります。そこには、地域の伝統文化、歴史に根づいた発想や地域、集落間の連携等、これまでの枠を超えつつ、地域に密着した取り組みと発想が求められており、そのダイナミックさが発揮されてこそ、異次元の地方創生、地域づくり政策だと思われま。地域の再生、地域の振興を進めていく上で基盤として不可欠なものは、それを担う人材であります。このことから、平成28年度施政方針の中で、3つの改革の実現に向けて、6つの政策テーマの中の一つに、地域の特性を生かした地域づくりがあり、的を射ており、その振興対策として、最たるものの一つに、新規事業として地域おこし協力隊を配置し、地域活性化への環境整備の強化を図っていくと計画されております。安倍政権では、アベノミクスと称した3本の矢でございますが、北広島町の地域づくりは、私なりに少々こじつけて表現すれば、1つは、集落支援員、2つ目が緑のふるさと協力隊、3つ目が地域おこし協力隊と、まさに3隊員となります。そこで、その3隊員について、順次ご質問をいたします。まず、1点目、集落支援員についてでございます。平成26年度より地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関して、ノウハウと知見を有した人材を配置し、集落の巡回状況等把握を行うとして、本町と各支所に集落支援員を配置され、きょうに至っております。そこで、まず、その活動実績、その成果、事業費といいますか、手当、賃金等の費用弁償と財源手当についてお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 企画課から回答させていただきます。集落支援員について少し説明させていただきます。今、議員もおっしゃいましたが、その集落支援員とは、総務省が設置を支援する制度でございます。地域の人々が地域をみずから守るための取り組みをサポートするために、地域の実情に詳しく集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人材を町が非常勤の嘱託職員として設置するものでございます。活動実績でございますが、平成27年度は、

前年度実施をしました集落調査をもとに集落の巡回、状況把握を行い、対象地域を定め、主に住民の話し合いの場の創出に努めております。次に、成果でございます。取り組みの成果としては、住民とともに大学生との交流事業やUターン希望者の実態調査、農産物の販路開拓などを行っております。3つ目の事業費と、その財源でございます。平成27年度事業費は、4名分で、合計782万4000円の報酬を計上しており、財源の一部に特別交付税が充当されます。平成28年度計上予算の事業費及び財源充当も同様でございます。以上でございます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 活動実績等については、26年度をもとに、27年度、集落調査等集約しているということで、その集落については、地域ごとにどの程度の集落を対象にされておられるのか。それと、その成果として、農産物の販路開拓ということがありましたが、この農産物の販路拡大について具体的に、ある程度商品開発とか、どういう形の取り組みをされているのかということと、4名で集落支援員の事業費用といえますか、弁償は782万4000円ということで、これは特別交付税ということですが、満額、これは特別交付税で740何万全部出るんですか、それとも一般財として何ぼかの支出があるのか、そこら辺について伺います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 対象の集落でございますけれども、基本的には10集落程度でございます。それから農産物の販路開拓でございますが、これは千代田地域の畑地区、昔からユズの生産が非常に活発で、生産をして加工しておられましたけれども、高齢化により加工が難しくなってきたということで、加工組合もお休みをされて、そのすばらしい事業が止まっておりました。しかしながら、そのユズそのものはまだ生っておりますので、そのユズを町内の食材として提供していくということで、町内の業者の方と連携をとって、そのユズの玉を実際に流通するという制度を試験的に実施をしております。それから財源でございますけれども、一応国が示しておりますのは、特別交付税1人当たり上限350万円ですよということですが、特交でございますので、じゃあ実際にそれが幾ら入っているのかというのは、なかなか見つけるのが難しい状況でございます。財源的には、そういう状況になってございます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 畑地区のユズの食材として流通に乗せるという取り組みということでしたが、これは販路としては実際に道の駅とかいうような、産直市で販路されているのか、それとも、これを加工して料理に使われるような取り組みされているのか、その辺がどうだろうかということと、今の財源的なあれは特別交付税で対処しているので、はっきり色がついとらんと言いますから、わからんということですが、ということは、一般財として出ているかということもわからんといいますか、その辺の部分は、大半が特別交付税であれしているという形の解釈でいいんでしょうか、その辺のところもうちょっと。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） ユズにつきましては、例えば料亭ですとか、そういった料理を提供される場所に供給するという形でしております。主には芸北地域の料亭等に供給するというところでやっております。それから財源につきましては、国の言うとおりであれば、全額特交になっておりますけれども、先ほど申し上げましたような状況でございますので、なかなかそれを明確に判断をするというのは難しい状況にあるかなというふうには思います。

○議長（加計雅章） 中村議員。

- 9番（中村勝義） それでは、集落支援員の任期として、総務省は、これが集落支援員という制度で対応してくれているということですが、これに対する任期はないのでしょうか、どうでしょうか。
- 議長（加計雅章） 企画課長。
- 企画課長（山根秀紀） 任期につきましては、基本的には1年でございますけども、1年を超えない範囲内で更新することができるということになっております。
- 議長（加計雅章） 中村議員。
- 9番（中村勝義） ということは、1年という限定はあるが、そのまま続けていって、何年間という縛りはないということで、未来永劫とは言いませんが、ある程度、当町としての目的が達成されるまでは、この支援員制度は設置されたまま運営していくということではないでしょうか。
- 議長（加計雅章） 企画課長。
- 企画課長（山根秀紀） はい、そのとおりでございます。
- 議長（加計雅章） 中村議員。
- 9番（中村勝義） それでは、次に、緑のふるさと協力隊ということで質問させていただきます。農山村に興味を持つ若者を受け入れ、人的な支援策として、1年間暮らしながら、地域の人々に寄り添いながら地域の活性化に取り組む、地域の再生に携わるということで、27年度、芸北地域に2名が配置されております。そこで、集落支援員についても同じように活動実績、その成果について伺いたします。
- 議長（加計雅章） 企画課長。
- 企画課長（山根秀紀） 緑のふるさと協力隊ですけども、今申されましたけども、NPO法人地球緑化センターが農山村の生活や仕事に大きな関心を抱く若者を、1年間市町村にボランティアとして派遣する制度でございまして、隊員みずからも活動を通して人間力を高めることを目的としております。活動実績でございます。27年度、今、議員が言われましたように、芸北地域に2名を配置をして、主に地域農業の作業支援、地域活動やイベント支援、高齢者への寄り添いを中心にボランティアとして活動しております。成果でございますけども、協力隊が地域の方と接することで、高齢者が新たな取り組みを自発的に始めたり、外部の人材ならではの情報発信をきっかけに当地を訪れる人もございました。一方で、活動によりましては、担い手不足を補う役割ともなっております。以上でございます。
- 議長（加計雅章） 中村議員。
- 9番（中村勝義） この任期が1年ということで、それだけの実績、成果を上げるということは難しい面もあるかと思いますが、農業の手伝いとか活性化ということで、今までよりも新たな取り組みが形として見えるか見えないかということについては難しい、集落維持がやっとだったというような形のものではないでしょうか、どうでしょうか。
- 議長（加計雅章） 企画課長。
- 企画課長（山根秀紀） 先ほど申し上げました高齢者の方が新たな取り組みを自発的に始められたという事例もございます。これは産直、自分たちでつくられたものを近くの観光施設で販売をされるという取り組みも始めておられます。それと隊員がそれぞれ住んでおります地域を中心に高齢者の方と接することによって、高齢者の方からいろいろなお話を伺う。そのことによって、高齢者の方も元気を若者からもらうといった、そういった効果もあったのではないかと

いうふうに思います。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） それでは、次の手当、賃金といたしますか、この費用弁償と集落支援員と同じように財源の手当ということで、どうなっているかお聞きいたします。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 事業費でございますが、派遣元であります地球緑化センターへの負担として、平成27年度は2名分で268万円、28年度は1名分136万5000円を計上させていただいております。財源としましては、1人当たり60万円を除く額に財源の一部として特別交付税が充当されるということになっております。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） それでは、2名分で268万、派遣先へ出すということですが、28年度も1名分ということでありましたが、一応これは任期は1年ということで、それ以降は、地域の担い手として定住、あるいは活動するということになっておりますが、先ほどの説明では、この2名は一応任期はあるんですが、そのうちの1人は、また28年度も引き続き残って活動されるということかなと思いますが、この活動先は、新たにまた設置されるのか、それとも現在のところで引き続き活動されるのか、その辺のことについてお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 任期につきましては1年でございますので、28年度、新たな隊員1名、同じく芸北地域に派遣といたしますか、設置する予定でございます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） それでは、地域協力隊についてお伺いいたします。人口減少や高齢化等の進行に鑑み、まちづくりの担い手として、住民の生活支援に従事する地域外の人材を積極的に受け入れ、地域共同活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで地域づくり、地域力の維持強化を図っていくことを目的として、新規事業として、地域おこし協力隊の設置が計画されております。そこで、次のことについてお伺いいたします。まず、1点目は、地域協力隊の募集にあたって、当町として提示した条件等は、どういう条件であったのでしょうか。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 地域おこし協力隊につきましては、今、議員もおっしゃいましたけども、総務省が推進要綱に基づき、設置を支援する制度でございます。都市住民が一定期間、過疎地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発、販売PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援を行いながら、その地域へ定住・定着を図ることを目的に、町が非常勤の嘱託職員として設置をするものでございます。募集にあたって、提示をした要件でございますが、原則として、過疎地域以外の出身の若者を対象とし、町内への居住を条件に公募させていただいております。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 過疎地域以外ということで募集されたということですので、来られて、びっくりされるかもわかりませんが、ぜひとも、この過疎の実態を知りながら、地域活性化に努めていただきたいと思います。それと今月の事業報告書の中で、5名応募があって、3名を採用するということで決定したということですが、5名中3名の採用の決定の決め手といたしますか、根拠、あるいは、その期間については、どういう形で決められるのでしょうか。

- 議長（加計雅章） 企画課長。
- 企画課長（山根秀紀） 採用決定の根拠と、その任用の期間ですけれども、複数の関係課の職員によります面接試験を実施をいたしました。協力隊員としての態度、表現力、判断力、積極性、信頼性などの適性を評価し、審査の結果、採用を決定したものでございます。採用期間は、原則1年間でございますが、最大2年間延長することが可能になっております。
- 議長（加計雅章） 中村議員。
- 9番（中村勝義） 3名に対して、隊員として求める活動内容といいますか、それとあわせて、配置先はどこになるのか。それと身分的な保障といいますか、生活面も含めて、どの範囲までやられるのでしょうか。
- 議長（加計雅章） 企画課長。
- 企画課長（山根秀紀） 隊員に求めます活動ですけれども、先ほど申し上げましたけれども、まちづくりや特産品開発、情報発信などに携わることを考えております。配置につきましては、3名ですので、1名が全町を見ながら、主には情報発信等を担う。あと2名は、地域での配置になるかというふうに思います。待遇につきましては、集落支援員同様、町の嘱託職員として雇用いたします。
- 議長（加計雅章） 中村議員。
- 9番（中村勝義） 緑のふるさと協力隊とも関連するかと思いますが、その住居等についての確保といいますか、手だてといいますか、その辺はどういうふうになっているのでしょうか。
- 議長（加計雅章） 企画課長。
- 企画課長（山根秀紀） 基本的には、みずから確保するということであつたというふうに思います。
- 議長（加計雅章） 中村議員。
- 9番（中村勝義） その場合の住居手当といいますか、住宅手当とかいうような部分での手だては、当町としての援助というのはどうなんでしょうか。
- 議長（加計雅章） 企画課長。
- 企画課長（山根秀紀） 基本的な報酬につきましては、賃金が月額15万5000円、そのほか通勤手当等支給するというようにしております。それから社会保険支給しますので、それによって賄っていただくということになるかと思っておりますけれども、住宅については配慮していきたいというふうに思っております。
- 議長（加計雅章） 中村議員。
- 9番（中村勝義） 月15万円の範囲内でやっていただくということで、住居としては考えていくというような、今答弁だと思いますが、今までは出とらんということで解釈していいのでしょうか。それも含めて、この地域おこし協力隊に対する手当維持といいますか、費用弁償、あるいは国の財源手当等についてもお伺いいたします。
- 議長（加計雅章） 企画課長。
- 企画課長（山根秀紀） 申しわけありません。詳細について少し確認をさせていただいて、回答させていただければと思います。
- 議長（加計雅章） 中村議員。
- 9番（中村勝義） 通告外にはならんと思って質問したんですが、また後ほど説明を求めます。それとあわせて27年度からは、緑のふるさと協力隊とあわせて地域づくりコーディネーター

というのも配置されておりますが、この地域づくりコーディネーターと、この集落支援員、あるいは緑のふるさと協力隊、地域おこし協力隊との組織的なつながりとかいう部分についての位置づけはどういう形で取り組んでおられるのでしょうか。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） ご質問いただきました3隊員の連携ということだと思います。芸北地域におきましては、今年度、集落支援員は、緑のふるさと協力隊とともに地域の活性化に向けて、さまざまな活動に取り組みをしてきております。また、町職員とともに定期的な連絡会議を設け、情報を共有しながら活動してきたところでございます。来年度も同様に地域活動は、主に支所単位とはなりますけれども、3隊員がそれぞれの立場で連携、協力して、さまざまな地域活動に取り組むこととしております。コーディネーターというのは支援員、その他の隊員を総括してまとめていくという役割がでございます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） それでは2点目に入ります。2点目は、万全か、18歳選挙権教育、学校現場はということでお伺いいたします。改正公職選挙法が昨年6月に成立し、今年6月施行されます。選挙権年齢の引き下げは、より多くの国民が国や地方の政治に参画することを目的としております。選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる選挙制度が変更になり、この7月予定の参議院選挙は18歳、19歳が1票を投じる初の選挙となり、7月以降は、国政選挙、地方選挙にも適用されます。このことを踏まえて、これまで全国の高校では、改めて主権者教育、有権者教育に力を入れ、模擬投票の実施など、創意工夫を凝らしたりするなど、その対応に余念なく取り組まれたところと、これまで公民をないがしろにしてあまり力を入れてこなかったため、ここに至って、学校現場では戸惑いが生じ、大慌てしている高校もあるやに聞いております。また、現場の教員の間にも政治的中立性の確保が求められており、その対応に苦慮しているという声もあるやに聞いております。文科省、県教委の指導も含め、町の教育委員会として、学校現場への見解、指針等について、次のことについてお伺いいたします。1点目は、効果的な授業の進め方、あるいは生徒への政治活動の取り組み、取り扱い等について、現場の主権者教育はどのようになっているのでしょうか。

○議長（加計雅章） 教育長。

○教育長（池田庄策） ただいまのご質問について、教育委員会からお答えを申し上げます。まず、義務教育諸学校における政治活動の取り扱いにつきましては、小学校では、6年生社会、中学校では3年生社会科、公民的分野の中で取り扱っております。小学校の内容につきましては、大卒での選挙の大切さということに触れる内容でございます。中学校公民におきましては、現在の選挙制度と、その種類、選挙の意義、問題点等について、主権者として政治に参加する意義と自覚を促す内容というふうになっております。選挙制度の引き下げの意義等については、義務教育段階では取り扱っておりません。しかし、政治への関心を高めるために、具体的な事例を取り上げて、学習の必要も大切でございます。現行の学習指導要領にも記載されておりますし、公職選挙法の一部改正に伴いまして、平成27年8月、文部科学省からの通知をもとに、小学校段階にも、また中学校段階にも、発達の段階を踏まえた指導を図るように町教委からも各学校に通知をしております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） その取扱要領とか、模範的な事例とかいうような、そういう文書的なもので



の教材としての文科省なり、あるいは県の教育委員会なり等で、総じて、このたびの変更に係るテキスト的なものについてはあるのでしょうかでしょうか。

○議長（加計雅章） 教育長。

○教育長（池田庄策） 文部科学省のほうからは、初等中等教育局、それから高等教育局からの通知が県教委を通じて町教委にございました。しかしながら、小中学校段階におきましては、テキスト、副教材等の配布はございません。高等学校にはございます。以上です。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） その報道される中で、特に教師に求められる政治的中立性が現場も戸惑っておるし、また、その扱いがどうだろうかという不安の声もあり、中立性の範囲がどこまでかというのが一番判断が難しいと思うわけですが、総じて、勉強といたしますか、教育そのものはキャッチボール的といいますか、先生どう思うんですか、僕はこうですよというような部分でのやりとりの中で、その信頼関係なり、あるいは教育が取り組まれてくると思うわけですが、取り組まれておると思えますが、事、選挙に対して党名なり候補者に対して、先生どう思うというような形のものの質問があったときは、やっぱり中立性ということになると答えられないよというだけでは、ちょっと生徒との信頼関係も薄れるんじゃないかと思うんですが、この辺が一番難しいと思えますが、中立性の範囲というのは、高校へ対しては、一つの模範として、こういうとこまでが中立性はあれだし、ここから先は範疇外という、何か一つの物差しがあるのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（加計雅章） 教育長。

○教育長（池田庄策） ただいま議員おっしゃいましたように、授業の中で、児童生徒からの質問に対して、教職員が的確なキャッチボールとおっしゃいましたけども、大切な教育活動であると思っております。しかしながら、教育基本法の中には、法律に定める学校は特定の政党を支持し、また、これに反対するための政治教育、その他政治活動をしてはならないと定め、学校の教育活動が一党一派の思想に偏ったものであってはならないということを明らかにしております。これは教育基本法第14条第2項でございます。それから、同じく学校の構成員である教員も、教員個人が党派、政治教育を行うということも当然禁止をされておりますし、例えば授業で子供たちに対して、特定政党のイデオロギーに基づく教育を行うことはもちろん授業中できません。また、校外、例えば家庭訪問等にこういう活動を行うことも許されておられません。すなわち教師に求められる政治的中立とは、一党一派の思想に偏った教育をしないことでありまして、公務員の政治的行為の制限が定めていること、この2点であります。以上です。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） そういう政治的中立といたしますか、政治教育に対する一つの制約があるということですが、これについては生徒へもそういう部分で質問があった場合も受け答えされると思うわけですが、生徒として学校内はそういう縛りがあるが、一旦地域に帰り、時間外といたしますか、日常生活の中では、18歳、19歳としては政治活動もできると思われますが、この辺について、学校として、校則を含めて、18歳、19歳の政治活動、休日も含めた、その辺について制約等は難しいかなとも思われますが、一応校則の中で、懲罰的な部分もある程度の取り組みができるのかできないのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（加計雅章） 教育長。

○教育長（池田庄策） 学校の規則等には、政治にかかわるものについては一切記載はしておりま

せん。それと、最初の答弁にも申し上げましたように、あくまでも小中学校、義務教育の段階でございますので、文部科学省の通知等にも次のような記載しかございません。小中学校段階においても、児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うよう、教育の充実を図ることについてご留意願いますという表現です。ですから、あくまでも小中学校の教科書というのが一つのルールであろうかと思いますが、そういう中で授業を行いますし、校則の中で、政治活動等について定めている小中学校は北広島町にはございません。以上です。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 私がどうだろうかと思うのは、小中学校では別に問題ないかと思うんですが、今の18歳、19歳といいますと、高校生、あるいは大学生がほとんどだと思えますが、高等学校での扱いが新たに問題になるのかなというようになちよっと心配もあってお聞きしたわけですが、ここらについては、これからいろいろと現場に直面して、それぞれその規制なり、申し事項等がつくられるといいますか、規制がかかると思われますので、その辺については注視していきたいと思えます。それと、新たに18歳、19歳に選挙権が云々ということで、この7月予定の参議院選挙について、北広島町として関係するのか、それとも関係ないか、もしか関係あるんだったら、大体有権者数がどのぐらいになるのかなという部分についてお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 北広島町として関係するのかわからないのか、また有権者数というご質問でございますので、総務課のほうからお答えをさせていただきます。選挙権年齢が18歳以上に引き下げをされます。平成28年6月19日の後に公示をされる国政選挙から適用となっております。次回、参議院議員通常選挙の選挙期日、これは、現在のところ未定でありますので、登録予定者数ということになりますと、仮定ということになってまいります。仮に平成28年7月1日を基準日として登録予定者数を出しましたところ、これは本日現在の数字でございます。327人の方が新たに有権者となる予定です。これは18歳、19歳というところでカウントさせていただいておりますので、新たに20歳となる、今から7月1日、この数字は入っておりません。327人でございます。

○議長（加計雅章） 教育長。

○教育長（池田庄策） 高等学校でございますが、私の知り得ている情報の中では、文部科学省のほうで、私たちが拓く日本の未来、という冊子を配布をする予定であるというところまでの情報は聞いております。いつ配布されたかは県立学校でないとはわかりませんが、およそ100ページの副教材をつくっておるようでございます。具体的には、有権者になるということ、選挙の実際、政治の仕組み、年代別投票率と政策、憲法改正国民投票等々、ディベート、模擬請願、模擬議会というふうな高等学校のほうには配布をされているのではないかと思います。期日はわかりません。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） いずれにしても、新制度導入ということで現場のほうは大変かと思いますが、スムーズにこれが制度化されますように期待しておきます。それでは、次の3点目に入ります。農業振興対策についてお伺いいたします。主食用米の需要は年々減少しております。このため国は、平成27年産米から、生産数量目標に合わせて、自主的取り組み参考値を配分しており

ます。28年産では、目標数量743万tとし、さらに自主的取り組み参考値を735tと設定し、この達成を進めております。この主食用米の需要と合わせて米価の下落も並行しており、米価頼みの経営リスクを解消するには複合経営が考えられます。その一つの方法として、主食用米と非主食用米のバランスがとれた生産も考えられます。このことから、平成28年度北広島町農業振興資料によりますと、その中で示してあります冊子に各生産作物ごとの生産費、あるいは収益性という部分での表示もされております。また、平成28年度施政方針の3つの改革、6つの施策テーマの3つ目には、産業・経済の活性化の農林振興対策について記載してありますし、取り組みが予定されております。この農林業振興対策について、次のことをお伺いいたします。1点目は、主な土地利用作物について、別表により、稲作としてはWCS稲・加工用米・飼料用米があり、それ以外にソバ、キャベツ、白ネギが紹介してあります。また、作物ごとの作付面積も、別表により表示されておりますが、その表を見ますと、平成27年度作付面積に対し、28年度の目標面積は、同数がほとんどで、一部減反となっておりますが、増反の作物はありません。農業振興対策ということを考えてときに、昨年度よりも、この作物については重点的に振興し、収益を上げてもらおうんだというような取り組みが示されているかなと思います。先ほど申し上げましたように、ほとんどが目標の中で同数ということですが、そもそも、この数量目標の決定は、どういうところで決定されたのか、お伺いいたします。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） ただいまの質問に対しまして、農林課からお答えします。本年2月に農家さんのほうへお配りしてあります平成28年北広島町農林業振興冊子に掲載しております、水田フル活用ビジョン（5）野菜、花き、花木の内容には、面積拡大と生産体制の確立を図るとして記載しておりますが、今ご指摘の表については掲載してありません。増反の作物がないとのことですが、ビジョンには、野菜で26haの増反としております。また、本年5月に開催の北広島町農業再生協議会の総会において、平成28年度ビジョンの作付予定面積などを調整していきます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） まだ流動的な部分で、農家の申し込みにより、この数字を設定したということですので、実際に4月、5月になって、作付する段階になっては、これから伸びるものと期待しておきます。2点目ですが、本町で生産されました昨年度の実績からしても、飼料用米がかなり面積があります。これは、どのように流通しているのかお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 飼料用米の流通については、平成27年産の町内で生産された飼料用米でございますけど、4者に出荷されております。1つは、全農買い取りで、21haありますが、対応してます単協は、JA広島北部でございます。また、広島市内に本社があります鶏卵加工販売仲介業者で14ha、町内の農事組合法人が仲介で2ha、また、町内の採卵鶏の実需者との取り組みが3haございます。それぞれ飼料会社などへ家畜の餌となりまして流通されております。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 飼料用米については、ほとんどが飼料会社なり町外への供給ということですが、飼料用米の生産もさることながら、ほとんど鶏へ町内の場合はいってるとのことですが、耕畜連携ということを考えてときに、地産地消ではございませんが、地元の畜産家へそれが供

給されるということは、加工するとか、飼料化させているということで、耕畜連携という部分については難しいのでしょうか、どうでしょうか。WCSについては、直接そういうこともできるかと思いますが、飼料用米についてはちょっと難しいのでしょうか。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 飼料用米生産による耕畜連携は考えられないかというご質問です。水田活用の直接支払交付金に係ります耕畜連携の助成のほうなんですけど、平成27年度で52.4ha取り組まれております。その取り組みは、水田放牧、水田への黒毛和牛の放牧や自然循環で飼料用米でのわら利用の取り組みは現在ありません。現時点では、町内の畜産農家から、餌としてわらを利用したいとの相談は聞いておりませんが、非主食用米への取り組みを促進するためには、飼料用米WCS、それと飼料用米について、畜産農家や耕種農家を対象としまして、家畜の給与技術や生産技術も合わせた耕畜連携の研修会等も開催していきたいと考えております。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 飼料用米、あるいはWCSの稲、これらは、直接販路としては生産農家が直接対等で契約し、販売できるのかできないのか、あるいは供給先をある程度押さえて生産しなきゃいけないのか、その辺の縛りはあるんですかいないんですか。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 水田活用の直接支払交付金の中に耕畜連携助成というのがあるんですけど、それについては、WCS、資源循環についても、水田放牧についても、わら利用についても、利用供給契約が必要となっております。畜産農家との利用供給契約を結んでいただくことが前提となっております。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 最後に、地域農業活性化支援事業交付金についてお伺いいたします。このことについては、昨年私が6月だったと思いますが、質問させていただきました。その根拠は、4地区ある中で、大朝、千代田が1地区と、芸北、豊平と3つに分かれて、この交付金が配分されておりましたが、千代田、大朝の面積からしても、生産農家からしても倍以上にあるわけですが、交付金そのものは、むしろ4分の1以下になって、むしろ豊平、芸北のほうの率がかかなり高かったということで、どうだろうかということで、それぞれ地域別の特産品といいますか、振興作物は違う中でも、金額的な調整については同等の配分にして、その中身を地域振興作物とか、一つの事業目的へ使うにしても、金額的な部分については、ある程度均等になるような配分が必要ではないかということで質問させていただいたときに、できるだけ、このことについては統一化を図るように、来年度以降検討していくというような回答でありましたが、平成28年度は、この地域農業活性化支援事業交付金については、どの程度の見直しを図られ、ある程度均一化になるのか、なったのか、これからやられるのか、この辺について、見直しの結果をお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 地域農業活性化支援事業交付金の単町の事業ですが、見直しについてのご質問です。町の農業技術部会の中の農産部会で、この件については協議を重ね、検討してきましたが、それぞれ地域の特色があり、地域農業活性化支援事業の取り組み内容の統一化には至っておりません。平成28年度からは、その内容の一部であります土づくり助成を統一化し、

実施していきます。引き続き来年度、町農業技術部会で見直しについて協議を重ねていきます。

- 議長（加計雅章） 中村議員。
- 9番（中村勝義） この交付金については、今までの流れといいますか、それぞれの活動内容等によって一遍には難しいと思いますが、順次、町の技術部会等で検討されて、前向きに取り組んでおられるということですので、できるだけ、これの均一化を図ることを期待いたしまして、私の質問は終わります。
- 議長（加計雅章） 企画課長。
- 企画課長（山根秀紀） 先ほどご質問の地域おこし協力隊の住居でございますが、町有住宅の無償貸与を考えております。申しわけありません。訂正させていただきます。
- 議長（加計雅章） 中村議員。
- 9番（中村勝義） 町有住宅の無償提供を考えているということ、今までの分については、そういう特例といいますか、そういう扱いはしてないが、これから、その隊員については、住居のない場合は供給しますよということですか。
- 議長（加計雅章） 企画課長。
- 企画課長（山根秀紀） 地域おこし協力隊については、28年度が初めてでございますけども、緑のふるさと協力隊につきましても同様の対応させていただいておりますので、同じ対応をさせていただくということにしております。
- 議長（加計雅章） これで中村議員の質問を終わります。暫時休憩をいたします。午後1時より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 03分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（加計雅章） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。次に、2番、中田議員。
- 2番（中田節雄） 2番、中田です。さきに通告しております3点について質問いたしたいと思っております。28年度当初予算を編成する議会でございますので、予算編成、あるいは方針についてお伺いするところでありますが、このことについては、後ほど3人の議員の方から質問があるようでございますので、今までもそうしたビジョンであるとか、そういうことについて質問してきたわけでありまして、なかなか私が思うような答弁が得られないということで、本日は、この3点というのは、個別の課題について質問をいたします。まず、第1点目でございますが、小中学校のクラブ活動における生徒の送迎についてであります。学校のクラブ活動ですが、本町の小中学校の運動能力は、広島県下でもトップクラスであり、中学校のクラブ活動でも相当の活躍をされております。学校現場での先生方のご尽力、そして保護者の熱意の結果であろうと思っております。こうした運動能力をさらに発揮するために、生徒個々にクラブ活動に参加しておりますが、放課後の練習のみならず、対外試合を多く経験することで技

術力が向上してまいります。学校も保護者も、生徒の持てる力を、能力を引き出し、そして成長させていきたいという願いは共通しております。校外での練習試合や大会への参加について、これは芸北小学校のスキー教室での事故以来になるかもしれませんが、生徒の送迎が、そのやり方が大きく変わって、最初ごろお聞きしたのは、保護者の方からお聞きしたのは、現地集合、現地解散という方針が示されて、保護者の方も大きく動揺され、また、教職員の方も困惑をされておったんだらうと思っております。保護者の中には、送迎できない方もおられます。送迎できる保護者が生徒を乗り合わせていくしかない状態となっております。学校教育の一環であるクラブ活動の生徒の送迎について、一時的にしても現地集合、現地解散という考え方がどういう議論を経て出されたのか、まず、その点についてお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 教育長。

○教育長（池田庄策） まず、今回の事故によりまして、急に議論を始めたわけではございません。その背景については、かなりありますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますが、北広島町では、中学生の場合、ほぼ全員が部活動に加入をしております。全国平均が約43%であるというところを見ると、高い加入率であります。部活動は、生徒がスポーツや文化芸術等の活動を通して切磋琢磨をし、体力の向上や連帯感、豊かな感性等々、学校教育の中で人格形成に果たす役割が大変大きく、意義深いというふうに捉えております。しかしながら、町内でも大会で勝つためにもっと指導してほしいと、練習時間をふやしてほしいという意見や、反対に、部活動が厳し過ぎる、練習時間が長過ぎる、生徒数の減から希望する部がないなど、さまざまな意見が学校に寄せられ、そのことが運営や指導を難しいものとしております。そのような中で、現在の北広島町の部活動というのは、中学校教員の熱意と善意に支えられているといっても過言ではないというふうには私は思っております。教職員が顧問として指導、引率、それから大会運営をする場合がほとんどです。休日も練習や大会等で休むことができないという実態もございまして。教職員が生徒のこと、保護者の願ひを考え、うまくさせたい、大会で勝たせたいという子供たちの願ひ、勝つためには人一倍練習がしたいと思うのは自然だと思っております。しかし、教員の勤務時間にも労基法上の制限もございまして、当然、土日などの休日は勤務を要しない日でございます。実態としては、部活動のための時間外勤務が行われていますが、それが当たり前であるという認識を今後変えていく必要があります。また、特色ある学校づくりを進める上で、部活動を柱に据えた学校もあります。各中学校も地域や保護者の期待に応えようと努力をしております。運動部、文化部についての教員個々の専門分野もあり、苦手な部活動の顧問になる場合もございまして。勤務を要しない日であっても、クラブ活動は学校教育活動であり、学校管理下の活動と解されます。私が教育長に着任以来、何度も各中学校長と協議をしてきた内容でございます。決して、急に起こった問題ではございません。土日のクラブ活動の実施、生徒の移動の問題等グレーな部分、たくさん課題はあるが、生徒や保護者の願ひを考えると、なかなか難しいということで、現在に至ってまいりました。そこで、各中学校によりまして、かなり日時は違うと思っておりますが、2月20日前後に、各中学校から保護者宛に私の指示により通知をいたしました。内容は、まず、生徒の移動については、町の公用車を使用すること。やむを得ない場合は、教職員の自家用車公務使用、また、個別の保護者による現地集合、現地解散。貸し切りバスを利用する等でございます。これは現時点でできる最善の対応策だというふうに考えておりますし、また、町内の一部の学校が部活動とスポーツ少年団の活動の線引きをし、傷害保険対応を行っている学校もございまして。いずれにいたしましても、今後も各

中学校の部活動が停滞をしないように、適切な方法を考えていくとともに、クラブ活動の過熱化により安全意識が薄れるということがないように、適切な実施について、保護者の皆様の理解を得るとともに、練習計画や試合日程等を事前に示し、生徒、保護者の理解と協力を得られるよう、今後工夫をしてみたいと思います。以上です。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） 先ほど答弁があったように、クラブ活動と、こういったものについては、教員の熱意と善意に支えられておるといのが実態だと思っております。勤務時間のこともあるということも重々承知しておりますし、生徒の移動に関してなかなか難しい点があるのは、このことも承知をしております。しかしながら、やはりクラブ活動ということの一環の中でいろんな練習試合、対外試合、校外での試合に参加していくわけでありまして。こうした練習試合、大会等への参加についても全部教員の方が段取りをされておるはずであります。特に、千代田の中学校について、これ非常に生徒数も、私らが中学生のときには大変多かったんですが、今では少ないにしても、この本町の中では人数は多いということで、その中でもサッカー、野球、陸上部と、かなり部員数の多いクラブもあります。そうした中で、公用車を使うとなっても、なかなか公用車が使えないといった事態が生じてまいります。一つ、サッカー部の事例であります。2月27日の土曜日、吉田運動公園で、向原中学校とのサッカーの練習試合があったと。千代田中学校は、自家用車が20台、教員の方は1台、そして自転車で1人ほど出かけております。このときは公用車が使えなかったと。そして保護者の送迎がないために5人が休みであると、こういった状態です。ですから、なかなかチーム一丸となって練習試合に臨むということができないという状況が発生をしております。今のは2月の27日の土曜日の話であります。引き続き28日の日曜日、これは阿品台中学校との練習試合で、千代田中学校は、自家用車が16台、教員の方が2台、保護者の送迎なしが8人の休みと。もちろん公用車の利用はできなかったと。2チームの出場を予定していたところ、1チームに編成して、試合に臨んだと。やはり1チームに絞ったために、選手同士のコミュニケーションがなかなかとれないということで、非常にテンションが上がらないということでありました。市内の中学校が本町に来る場合、これは保護者が車を出して乗り合わせて来ておるのが実態であります。遠征の場合、バスを借り上げても、これは保護者の負担となると。バスがレンタカーの場合には運転手に非常に苦慮すると。こういったことから、なかなかチーム一丸となって、今までの練習の成果を発揮できないという状況が続いておるわけでありまして。保護者の方は何を望んでおられるかと、今までどおりにしてほしいと。公用車が使えれば公用車を使うということでありまして。そして、保護者による送迎は、自分の子供のみとするのではなくて、やはり乗り合わせをしていくべきではないかと。そのときに所要の事情で保護者が送迎できないとなると、その子は参加できないということになってまいります。こうした保護者の乗り合わせの対応というのは、保護者同士で話をされるべきであって、やはり学校側として、そこまでタッチするのはいかがかなと思っておりますが、その点についていかがでございましょうか。

○議長（加計雅章） 教育長。

○教育長（池田庄策） 千代田中学校のサッカー、野球、陸上につきましては、状況を把握しております。理解しております。それから、他の市町のやり方につきましては、他の市町の考えもございましょう。しかしながら、今回のクラブ活動の送迎につきましては、あくまでも学校管理下ということでありますので、子供たちの命を守るという最優先の観点から見直しを始めま

した。あわせまして、乗り合わせについては、現状では、個々の自分のお子さんを乗せていただくという方針で現在はおります。以上です。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） 他の学校では、それはいろいろ学校の考え方があるという、これは当然のこととあります。それに右倣えする必要はありませんけれども、県北の学校が対外試合に臨む場合には、保護者の乗り合わせがほとんどであると。広島市内の学校から本校へ来られる場合には、これも保護者の乗り合わせがほとんどであると。やはり学校全体で取り組むというのは非常に難しいのかなという思いもあります。しかしながら、やはり日ごろの生徒の練習の成果を練習試合の中で発揮して初めてそうした技術的な問題であるとか、そうした向上がうかがえるものだと思っております。保護者の方から、そういった相談を受けて、やはりクラブ活動は学校の管理下にあると。そう言いながらも、やはり生徒に公平にそうした対応をとるべきだという考え方から、どうすればいいんかということで、やはりそうしたクラブ活動、学校の管理下にあるとはいえ、やはり保護者同士の乗り合わせをしていくのが、今の段階では解決方法ではなかろうかと。そういうことで、私は、こういった確約書というのをつくって、これにサインをしていただいております。これは中学校のクラブ活動における学校外での活動、大会とか練習試合において、送迎を次の者に依頼しますと。なお、送迎の際に発生した事故について、送迎者に一切の責任を負いませんといったことで、送迎者は誰、送迎を受ける生徒、生徒の保護者ということで、こうしてはどうかということで提案いたしました。やはりそうでもしない限り、公用車を全部クラブ活動で使用するということはできないと。現在で3台の公用車を確保されているというふうには聞きました。しかしながら、いろんな野球部であるとか、そうした陸上部であるとか他のクラブ活動も使用になるということで、なかなか公用車が使えない状況にあるわけでありまして。もちろん先生の勤務のこともございます。だから、先生がそうしたことに対応してくれということには無理があるのも承知でありますけれども、何とか公平に出場機会を与えて、そうした体力づくり、そしてチームワーク、日ごろ練習していることのチームワーク、これを練習試合、大会で発揮してほしいというのが私の思いであります。どうかその辺について、なかなか難しい局面であろうと思っております。今後どうされますか。

○議長（加計雅章） 教育長。

○教育長（池田庄策） 現時点での最善策ということを先ほど申し上げましたが、公用車の使用、そして教職員の自家用車公務使用、これはやむを得ない場合です。そして、個別の保護者による現地集合、現地解散、それから貸し切りバス等の準備をする。これは財政負担もありますので、まだ正式には申し上げられませんが、協議をしてまいりたいと思っております。議員おっしゃいました内容については、よくよく理解できます。保護者の願いと、子供たちが一生懸命頑張りたい。よくわかっております。しかしながら、クラブ活動ということになりますと、何回も申し上げますが、学校管理下でございます。学校管理下で行う教育活動を保護者にお願いするときに、個別現地集合、現地解散であれば問題ないと思っておりますが、それ以外の方について、他のお子様を乗せてくださいということを学校が依頼することはできません。先ほどの確約書の話の伺いましたけども、実は、同じ事案で、全国にはさまざまな事例がございます。土日のクラブ活動を禁止している都道府県もございます。広島県においても、土曜日、日曜日、どちらか一日は自粛をするようにという指導も受けているところでもあります。何といたしまして、



今後も部活というものが停滞をしないように適切な方法を考えてまいりたいと思っておりますので、その中でも一番大事なのは子供たちの安全であります。このことをさらに教育委員会でも考えまして、各学校とも話をしてまいりまして、また、保護者、地域の皆さんに理解を得たいというふうに考えております。以上です。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） なかなか悩んでおられる姿はよくわかります。公用車を使用してということで、貸し切りバスを準備してはということもございます。現段階で、貸し切りバスを借りる場合には、これは保護者の負担となっております。練習試合等、大会等はどうか知りませんが、それと他校を本町に招く、例えば千代田の運動公園を利用するとなったときには、また運動公園の利用料も保護者が支払うと、こういった状況にあります。今度、先ほど教育長答弁にありました貸し切りバスの準備ということになりますけれども、相当の練習試合なり大会があるかと思いますが、これは全額町費でお支払いになるというお考えですか。

○議長（加計雅章） 教育長。

○教育長（池田庄策） それにつきましても協議中でございます。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） 協議中という、協議されるだけでも、検討されるだけでも、これは前進だと思うわけでありまして。しかし、こうした中学生のクラブ活動、非常に優秀な成績でございますし、小中学校のスポーツの体力向上というのは、これは県下でもトップクラスにあるという、そうした背景を受けて、そうしたバスというものが、1台購入したから、それでパーフェクトとは申しませんが、やはり行政として、そうしたバスの確保も必要になるのではなかろうかと思っております。これは過疎法による基金の積み立てがございまして、そうしたものでバスを購入できないものかどうなのか、やはり現段階では乗り合わせはできないということの中で、先ほど言いました、2月の27日には吉田運動公園では5人が休みと、1人は自転車、28日の阿品台中学校では、8人が休みと。保護者の送迎ができないからという状況がございまして、やはりそうした今までの練習成果を存分に発揮するためにも、町のほうで、そうしたマイクロバス等の購入はできないものかどうなのか、町長、いかがでございましょうか。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） このことについては、今、教育委員会で検討、協議をしておるということでありまして。将来的には、そういった可能性もあるというふうには思っておりますけれども、検討結果を見て、また協議をしたいというふうに思っております。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） 検討すると言われますけれども、実際にこうした混乱というのが現場で起きておると。確かに、子供たちは将来、将来といたしましても、遠い先ではない、5年、10年先に本町を背負っていく次の世代、その子供たちなんです。その子供たちをどう育てていくかということが非常に重要なわけでありまして。本町に残らないかもしれない。しかし、Uターンをして帰ってくる者もおられます。やはり地域社会にいかに貢献していくか、勉学もさることながら、そうしたスポーツを通じてコミュニケーションをとっていく、そうしたことが非常に重要になってまいります。ぜひとも、そうした子供たちの教育、社会性をいかに身につけるか、このことが重要なんであります。日ごろの成果が発揮できないということが現場で起きておる。そして、やはり大会、練習試合に参加できないという状況が生まれておる、発生をしておる。

今起きてるんです、これが。先で起きようとしている問題ではない。現在、混乱を来しておるんだということの中で、副町長、市内の学校は、市内でやる場合には、交通機関が発達しているからいいわけでありますけども、そうした県北の小中学校というのは、非常にこうした問題抱えながら、存分に力を発揮できない状況が発生しておるという状況の中で、県内の状況踏まえながら、いかがお考えでしょうか。

○議長（加計雅章） 副町長。

○副町長（空田賢治） 先ほど町長が答弁したとおりでございます。学校のクラブ活動のあり方ということも含めて、教育長が申しましたとおり、いろいろ検討していきたいと思っています。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） 今後検討するわけですが、今起こっている問題を今後検討していくということについて、それは難しい問題をはらんでいることは、よくわかります。早急に解決できないということもわかるわけでありますが、何か不公平感を感じて、存分の力が発揮できない状況が生まれておる。このことをきちっと認識していただきたい。ぜひともマイクロバス1台、2台、3台ぐらいの購入を検討していただきたい。また、それに対して教員の方が運転できるかできないかという問題もありますけれども、やはりそうしたことを検討しながら、この問題解決についてご尽力いただきたいと思うわけであります。できるだけ早急にこの問題を解決していただきたい。少なくとも自転車で遠くまで参加するために危険な道に行くということのないようにしていただきたい。非常にその生徒については残念な気持ちであろうと思うわけであります。ぜひとも早急なる検討のほう、よろしく願いいたします。続いて2点目の問題に移ってまいります。2点目は、危険薬物の教育についてお伺いするわけであります。現在、大きな社会問題となっております危険薬物については、連日、新聞やテレビ等のマスコミでも大きく報道されております。毎日、新聞に載らない日がないぐらい、下のほうに小さく載っておりますけども、大きな問題となっております。有名なスポーツ選手であるとか芸能人、お医者さん、学校の教員、会社員、また、どこかの議員と、あらゆる人が覚醒剤の使用で報道されております。現在では、家庭の主婦であるとか中学生、そして中には小学生までもが覚醒剤の使用で補導されたという報道がありました。都会での出来事とは思いますが、最初は、興味本位で使用したものでしょうけども、覚醒剤を含めた危険薬物の恐ろしさは、その実態はわかりませんが、マスコミあたり、テレビあたりで、その恐ろしさは重々承知しておると思っております。子供たちをこうした危険薬物から守るためにも、家庭での教育はもちろんですが、学校でも教育が必要であると考えております。危険薬物の恐ろしさについて、教育の現状についてお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 教育長。

○教育長（池田庄策） 危険薬物に関します教育につきましては、既に数年前から、各学校で、非行防止教室という形で学校において実施を行っております。この非行防止教室では、危険薬物乱用防止を初めといたしまして、飲酒、喫煙、万引き等についてもあわせて指導してまいりまして、講師につきましては、各学校の生徒指導主事を初め警察官、元麻薬取締官といった外部講師を依頼をした学校もございまして、指導方法につきましては、DVDの視聴等利用いたしまして、できる限り、薬物の恐ろしさ等が伝わるよう、視覚的に指導を行っております。また、次年度に向けまして、文部科学省から、小学校6年生及び中学校2年生を対象とした児童生徒の心と体を守るための啓発教材が3月末までに各学校に配布するとの事務連絡がございました。

教育委員会から各学校にも通知をしたところでございます。ほかにも、各学校では、こうした外部講師による指導のほかに、長期休業前には繰り返し、非行防止のための指導は継続をしております。以上です。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） そういった教育は指導されておるといことですが、小学校ではどの程度、中学校では繰り返しということなんですが、どういった程度の話なのか、お伺いします。

○議長（加計雅章） 教育長。

○教育長（池田庄策） いわゆる教育課程上の取り扱いをする時間は、各学校によって定めておりますので、何時間というのは、今申し上げられませんが、恐らく教科の関連もございまして、道徳、特別活動等で、5時間前後というふうに考えられます。以上です。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） 5時間前後というのは、小学校も中学校も5時間前後ということなのか、どう解釈していいのか、ちょっとわかりかねますけれども、そのときの子供たち、生徒の反応はいかがなものでしょうか。やはりそうした感想を求められたかどうかというのはわかりませんが、その辺がちょっと理解しがたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（加計雅章） 教育長。

○教育長（池田庄策） 申しわけございません。生徒の反応につきましては、私まだ把握しておりません。各校に問い合わせをしてみたいと思っております。以上です。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） なかなか反応までは把握をされてないということなんですが、やはり子供たちですから、教育を受けた、教えていただいたそのときははっきり理解していると思いますけれども、いざその場を離れて、日常の家庭、あるいは地域でそうした遊び、そうしたときには、遊びに夢中になって、そのことが頭から飛んでしまうということも考えられるので、やはり繰り返しの教育と、そうした反応というのをぜひとも確認していただきたいと思うわけでありませぬ。危険薬物について、危険薬物と知って手を出す子供は非常に少ないとは思いますが、中にはいろんな危険な行為というのがあるようでございます。カラオケに行って、そこにアメ玉があったから、それをしゃぶったと。そのアメ玉の中に、そうした覚醒剤の成分が仕込まれておって、その店へ通うようになって薬物中毒になったということもあるようでございます。日常生活の中でのそうした対応、取り組みについてまで教育をされているのかどうか、お願いいたします。

○議長（加計雅章） 教育長。

○教育長（池田庄策） 繰り返しの指導は、当然、学年を追うごとに発達段階におきまして、内容変えながら指導はやっております。その反応については、先ほども申し上げましたように、調査をしております。日常の中というところでございましたが、当然学校の指導でございますので、一方的な指導ではなく、状況に応じた日常の変化に対応した指導するように考えております。以上です。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） それでは引き続き、3番目の質問に移らせていただきます。これは行政文書の文字を大きくするべきではないかという質問でございます。これは、高齢社会に対応して、今までの文書というのは、もう今までマニュアルが決まってる、あるいは、パソコンの中に入

っていると。自動的に引き出していくというやり方でございますが、やはり地域の高齢者の方から、もうちょっと大きくしてくれんと、わし読めんと。大きな拡大鏡持って、見ていくんだが、目が疲れてしょうがないという意見もございます。極端にそういうポイントを大きくすることは、またページ数ふやすとか、紙面を拡大するとか、いろんなことが生まれてまいりますけども、もう少し文書を要約しながら、ポイント数を大きくしていくことはできないものかどうか、こうしたことがやはり高齢化社会に対応する、高齢者に優しいまちづくりを進める上で重要なポイントの一つではなからうかと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 総務課のほうから答弁させていただきます。行政文書は、内容を理解していただくように、わかりやすい、読みやすい文書であることが基本であると考えております。全体の情報量や各内容の配置によっては、小さい文字を使用し、読みづらい、見えにくいなどの不便さを感じられることもあると思っております。しかしながら、わかりやすい、読みやすい文書であることは、文字の大きさ、これも含まれますので、できる限り大きいポイントを使用し、町民の皆さんに読んでいただけるような行政文書の作成に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） 確におっしゃるとおりでございます。しかし現実にはこういった要望が手元に参っているわけでありまして。総務課長の答弁の中には、町民の方に読みやすいものをとということがございました。これは総務課長の答弁ですが、各課にそのことが浸透しているのかどうか、各課へそういった指示を出されたことはあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） このことにつきまして、個別に指示はしたことはございません。ですが、行政文書でございますので、読んでいただくといったことが目的でございますので、それぞれ担当、それなりの工夫をしておるとは考えております。しかしながら、そういったご意見があるということでありましたら、できるだけ大きな文字のポイントを使用していきたいと考えております。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） 指示したことはない。確かにそうでしょうね。各課の自主努力によるものということなんであります。高齢者に優しいまちづくりというのは、町民課、保健課、福祉課が取り組むべきだけの問題にとどまっております。行政文書一つにとっても各課が対応できる問題であります。予算を伴わない問題であります。しかしながら、そうした文書が現存していることも確かであります。税務課の名寄せ帳、これを取得したときにA4サイズで出てくるんですね。物すごく細かい文書で、高齢者でなくても読みづらい文書です。A4からA3に拡大して、やっと読めると、倍にしてですね。そうした文書ですね。そうした名寄せ帳の請求があったときに、恐らくほかの方からもそうした要望は出されていると思うんですが、担当者によっては、A3の用紙そのまま出されるということがありますが、その点はどうか。非常に読みやすいですか、A3のまま読めますか。税務課長。

○議長（加計雅章） 税務課長補佐。

○税務課長補佐（西村 豊） ただいまの名寄せ帳についての質問でございます。現在のシステム上、A4でしか出ないような仕様になっております。システムの改修が必要であれば、また協

議をしなければいけないと思いますが、恐らく全国的なもので、A4しか対応してないと思います。以上です。

- 議長（加計雅章） 中田議員。
- 2番（中田節雄） 全国的にA4しかやってないと。全国がそうだから、うちでも、それでいいよという判断ですか。お伺いします。
- 議長（加計雅章） 税務課長補佐。
- 税務課長補佐（西村 豊） 可能であれば、A3にしたいところですが、これはワープロとかそういったものではなく、全国的なシステム、現在使っておりますシステムは、恐らくそれしか対応できないと思います。
- 議長（加計雅章） 中田議員。
- 2番（中田節雄） システム上そうかもしれませんが、それでA3で出されるわけですが、これは現在でも、高齢者でなくても非常に読みづらいと思いませんか。
- 議長（加計雅章） 税務課長補佐。
- 税務課長補佐（西村 豊） 文字の大きさについてでございますが、やはり、今おっしゃいますように、限られたサイズ、その中で、必要な文字数が必要になってくるということがございますので、やはり読みづらいところはあると思います。また、納付書等についても、どうしても法律的なこと、こちらなどを限られた範囲の中に記載しなければならない。そういったこともありますので、やむを得ない場合もあると思います。ただし、議員がおっしゃいますように、可能な限りで大きい文字に変えることが、もし可能であれば検討していきたいと思えます。
- 議長（加計雅章） 中田議員。
- 2番（中田節雄） 名寄せ帳が必要な場合は、やはり相続が発生するとか、そういったことの中でご使用になる事例が非常に多いんですね。これは高齢者の方が特に多いと。何が書いてあるか、読むのに、とてもじゃないが読めません。これを発行する際に、A4サイズをA3サイズにして、拡大して発行することはできますか。
- 議長（加計雅章） 税務課長補佐。
- 税務課長補佐（西村 豊） 今のA4サイズをA3サイズにということでございますが、現行の手数料条例のほうで、拡大コピー、こちらのほうは可能であります。ただし、コピー手数料というのがかかりますので、1枚につき20円かかります。そこらのところをどのように工夫していくかということが今後課題になってくると思いますが、議員の目的であります、当初出力される用紙をA3にと、一番そこが重要なポイントではないかと思えます。そこらあたりが今後システムの的に可能かどうかということも検討していきたいと思えます。
- 議長（加計雅章） 中田議員。
- 2番（中田節雄） コピー料をいただければ拡大できるということですね。お年寄りが請求に来られて、A3のまま出されます。そのときに読みづらかったら、この発行しかできないんですが、必要でしたら拡大しましょうかということまでお伝えしてありますか。
- 議長（加計雅章） 税務課長補佐。
- 税務課長補佐（西村 豊） 現行の対応としまして、その高齢者の方がお見えになって、その文字が見えるかどうかという確認でございますが、現在のところ、そこまではしておりません。
- 議長（加計雅章） 中田議員。
- 2番（中田節雄） 高齢者に優しいまちづくりということなんですね。これは町民課、保健課、

福祉課、ここが取り組むべき問題ではないんです。高齢者の中で、あの文字が読める人はなかなか多くない。恐らく90%は読めない。私らでもなかなか、読むことはできるけども時間がかかる。拡大鏡があればいいという、そうした文字の小ささです。高齢者の方が来られたら、そうしたところまできちんとお伝えして、要望があれば拡大するというのが高齢者に優しいまちづくりであり、行政の一つのサービスではなかろうかと思うんですが、これはお金要りませんよね。確かにコピーをすれば20円ほど要りますが、事務全体の流れを変えとか、シフト変えとかいう問題も発生しないわけでありまして。一言の問題でありまして、課長、そういったことを対応されるお気持ちはないですか。

○議長（加計雅章） 税務課長補佐。

○税務課長補佐（西村 豊） もちろん高齢者に優しいまちづくり、これはもちろん大切なことであります。今、議員がおっしゃっていただきましたこと、頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） 副町長、総務課長、今のように、各課が自主努力をするということがどれだけ難しいかということなんです。高齢者に優しいまちづくりということ、大なたは書いてあるんでありますが、各課が対応するということが、各課が対応できてない。これが今の実態なんです。各課がきちっと対応すれば、こういう問題起きてこない。いかに町長がいう一つのビジョン、それに基づいたものが職員末端まで浸透しているかどうか、そのことが重要なんです。総務課長、今の答弁聞かれて、私の言うこととあわせながら、各課が自主努力をされてる、そのことで答弁がきちっと成り立ち、各課まで浸透しますか。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 今後、高齢者に優しいまちづくりということで、各課に指示していきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） それは先ほどの答弁と一緒になんです。町長、今の答弁聞かれて、いかがお考えですか。もう、これを聞いて、私の質問終わります。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 印刷物等の文字の大きさについてでありますけども、確かに小さい字もまだ見受けられる部分もあると思います。先ほどもありましたけども、システム的ななかなかすぐにはできないものもあるというふうに思います。そこらについては、今後もシステム改善等を要望はしていく必要があると思いますけども、たちまちできるところから改善をしていくということで取り組ませていただきたいと思います。

○議長（加計雅章） 副町長。

○副町長（空田賢治） 少しフォローします。北広島町文書事務取扱規程というのがあったと思います。そこに文書事務、これは行政文書の周知とかも含んだ規程ですけれども、その中に、総務課長が文書事務全体を取り扱う役割、それから各課長が文書事務をどういうふうにするかという役割の規定、それから、さらに文書取扱主任、正確ではわかりませんが、そういったものを各課に置くという規定がございます。その趣旨をさらに徹底していくと。それで、先ほど言われました、高齢者に優しいまちづくりということで、その行政文書、これが今議員が言われたように、どういった方にどういった情報を、いかにどうやってわかりやすく伝えるかという

こと、それぞれを考えながら対応するという、その規定の趣旨に書いてあることを徹底していくことをやっていきたいと思っています。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） 行政の内部文書はいいですよ。ただ、町民の方がご覧になる文書について、やはり文書を配布することが目的ではない。しっかりと読んでいただいて、理解していただく。本町のまちづくりがどうなっていくのか。そのためには、町民の皆さんがこういうことをしてくださいということが書いてあるわけですから、それをもっともっと真剣に考えていただきたい。副町長の答弁にあったように、もう少し、やはり高齢者に優しいまちづくり、こればかりではない、いろんなものがたくさん出されております。それに基づいて、各課全課がどう対応していくのかということが求められておるわけでございます。町長が幾ら号令をかけても末端まで浸透していないということでは行政が動いていない証拠であります。しっかりと、その辺を点検しながら、行政事務を執行していただくようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（加計雅章） これで中田議員の質問を終わります。暫時休憩をいたします。午後2時より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 50分 休憩

午後 2時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開をいたします。次に、16番、大林議員。

○16番（大林正行） 16番、大林正行でございます。通告しております、きたひろネットのさらなる活用について質問いたします。平成22年からサービスを開始しましたきたひろネットは5年が経過いたしました。世の中の情報化の波は、とどまるどころを知らず、日進月歩の勢いで進歩しております。きたひろネットもこれらの波に遅れることなく、改善を重ね、町民や事業の方が都市部との情報格差を感じないようにしていく必要があると考え、次の質問をいたします。まず、1点目でございます。高度情報通信を実現するためには、高速大容量の伝送路が必要であります。きたひろネットの伝送路の総延長距離、そして光ファイバーケーブルと同軸ケーブルの割合はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） まず、きたひろネット回線の総延長でございますが、平成28年1月1日現在で、約1013kmでございます。このうち光ファイバーケーブルが24.3%、約246kmです。同軸ケーブルですが、75.7%、約767kmでございます。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 大体合計で1000km、これは町内の町道の延長よりももっと長い距離でございます。光ファイバーケーブルが約25%、4分の1ということでございますけれども、この中には地域イントラネットが多分148k、光があると思っておりますけれども、これを含んで

いるのかどうか、わかりましたら、お願いします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 申しわけございません。今、資料持ち合わせておりませんので、後ほどご回答させていただきます。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） ただいま同軸ケーブルが約75%、4分の3ということでございました。

このように、このケーブルが大部分を占めておるわけでございますけれども、現在、テレビ放送が4Kであるとか8Kという形で大容量の情報を伝達する方法で放送されるようになってきております。しかしながら、同軸ケーブルでは、光ケーブルと比較しまして、伝送ロスが非常に大きいということで、この4K、8Kが視聴できないのではないかと思いますけれども、そのことと、どのような対応を考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 4K、8Kの放送につきましては、同軸ケーブルでも技術的には可能であります。実際に同軸で4K放送始めたテレビ局もございます。きたひろネットで4K放送する場合、設備を改修をする必要がございます。例えばCS、BS等の同時再放送であれば受信、それから周波数変換、送出するそれぞれの装置、また、ご家庭にありますSTBと呼ばれますチューナーの役目をするものでございますが、これらを4K用に改修をする必要がございます。さらに4Kを使って番組を制作するという事になれば、カメラでありますとか、編集機器といったものを全て4K対応に改修する必要がございます。以上です。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 同軸ケーブルでも見るができるということでございますけれども、ケーブルの品質にもよると思います。それで基本的には、長距離になればなるほど伝送ロスが発生しますので、多分途中で中継器、増幅器を入れないと見れないということだと思います。そういったことで、先ほど言ってますのは、そこらをどのように考えていらっしゃるのか。見れるようにしようとしてされているのかどうか。私は、これから述べることで同じでございますが、やはり光ケーブルに変えていくほうがもろもろいいのではないかというふうにご考慮いただいております。今の同軸のまま中継器とか増幅器を入れて見れるようにしていこうと考えていらっしゃるのか。そこらもう一回お願いいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） おっしゃられるように、光ファイバーケーブルに変換するというのが、一番よい方法だと考えておりますけれども、今のところ、具体的に4K、それから8Kの対応については検討はしておりません。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） それでは、そういうテレビを買っても、きたひろネットに加入している方は見れないということで、それは、今のところしょうがないというふうにお考えなんですか。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 4K、8Kに対応するものとしようとした場合、先ほども申しましたように、同軸ケーブルを使った場合は大規模な改修が必要になりますし、光ファイバーケーブルに変えるということになっても相当な投資が必要になってくると考えておりますので、その対



応につきましましては慎重に検討していきたいと考えております。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） それでは次ですけれども、町内の企業の方も高速大容量のネットワークの利用を希望しておられますが、現在、きたひろネットが使えないということで、通信事業者の専用線を使うしか方法がないということでございます。これでは月々の使用料が非常に高くつきまして、負担が大き過ぎるということをお聞きしております。そこで、今ありますきたひろネットの光ファイバーケーブルを民間企業に貸し出すことができないのかどうか、お伺いいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 今現在のきたひろネットの光ファイバーケーブルでございますが、町内の企業に貸し出しできるほどの容量、空きがございません。特に需要が多いと見込まれます千代田地域では、その状況がより顕著となっております。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 光ファイバーケーブルの芯線がもう満杯であって、空きがないので貸すことができないということでございます。こういう希望がたくさん、たくさんと言いますか、聞いておりますので、そこで、現在、きたひろネットの光ファイバーケーブルの芯線を携帯電話会社でありますNTTドコモとソフトバンクに貸し出しをされております。これはサービス当初からでございます。そして15年間の契約で、1億5100万円の使用料をいただいているということでございます。この使用料は、きたひろネットの事業にとりましても大変大きな収入源になっていると思います。現在これを基金に組んでいらっしゃると思います。このように光ファイバーケーブルを充実させまして、企業に貸し出すことによりまして、きたひろネットの運営も財政的に楽になってくるのではないかとこのように思います。また、きたひろネットのインターネット環境でございますけれども、現在、120メガビットが最高でございます。町のつくられましたパンフレットには、脅威の120メガビット時代が到来というふうに書いてあります。確かに当時としては、そうであったかもわかりませんが、既に現在は、関東圏では、2ギガビットということで、2000メガビットでございますけれども、こういうものも既に出ております。本町におきましても、光ファイバーケーブルを整備しまして、高速大容量のネットワークが利用できるようになりましたら、IT企業の誘致も可能になってまいります。また、空き家でありますとか、廃校になった小学校などを利用いたしまして、サテライトオフィスを誘致することも可能になってくると思います。北広島町の有効求人倍率は5.85倍と高率ではありますが、希望する職種がないなどの理由から、なかなか人口増につながっておりません。IT企業でありますとか、大企業のサテライトオフィスが誘致できれば、都会よりも閑静で、自然豊かな仕事がしたい若い人たちを取り込むことができると思います。高校や大学を卒業した若い人たちに、地元に残ってもらうためには、若者たちが働きたい職場をつくっていくことが大事であると思います。また、ファイバーツウザホームと言われておりますように、各家庭まで光ファイバーケーブルがつながれば、4K、8Kのテレビも見るができるようになりますし、さまざまなサービスを提供することも可能になってまいります。このように、同軸ケーブルを光ファイバーケーブルに変更し、高速大容量のネットワークを構築すれば、数々のメリットがあるように思います。再度、同軸ケーブルを光ファイバーケーブルに変更する考えがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 議員おっしゃられるように、光ファイバーケーブルに変換をすれば、さまざまなサービス提供でありますとか、今言われたようなことが可能となると考えておりますけれども、これにはやはり、先ほども申しあげましたように、投資額が相当なものとなります。まだ、きたひろネットサービス開始して5年でございます。慎重な検討していきたいというふうに考えております。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 多分、財政的な問題があるという答弁が来るんだろうと思っておりました。町の資料によりますと、先ほど言いましたけれども、携帯電話会社2社に貸しております光ファイバーケーブルの使用料が年間1000万円いただいています。15年間で1億5100万円ということで、その資料には、それに係る投資額が2600万円というふうに書いてありました。多分、当時よりも今のほうが光ファイバーケーブルは安くなっていると思います。つまり2600万円の投資で年間1000万ずつ入ってくれば、3年もすれば元が取れると、このように単純に私はとりました。そういった意味で、採算面でも、これを貸し出す相手がおれば、こちらの需給状況を見定めれば、決して財政的な問題は起こってこないんじゃないかと。むしろきたひろネットの運営にプラスに働いてくると、そのように考えるわけでございますけれども、その辺はどのようにお受けになりますか。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 今、確かに携帯電話会社2社に貸し出しをしておりますけれども、これは、今ある芯線の中の貸し出しということになっております。もし、FTTHにするということになれば、新しく光ファイバーケーブルを張りめぐらすということになっていきますので、これは何回も申しますけれども、かなりの投資になるというふうに考えております。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 多額の投資になるということは、私もそう思います。しかしながら、なるだろうということで諦めずに、やはりこの町だけが、他の町に取り残されることがないように、むしろ先端を走っていただきたいと。そういう意味で、採算面、財政面のことも十分ご検討いただきまして、ぜひ、光ファイバーケーブルの張りめぐらされました北広島町、それを求めて企業もこちらに来るのも多くなると思います。そういった意味では、今の業種がさらに拡大をしていくということも考えられます。ぜひ、再度ご一考いただくようお願いをしたいと思います。次の質問にまいります。現在、音声告知放送でありますとか、11チャンネルを利用して緊急通報などを行っておられますけれども、1月の低温、あるいは大雪注意報が発令されました。このときに水道の凍結でありますとか、ビニールハウス対策など、どのような周知をされたのか、お伺いいたします。また、きたひろネットの未加入者の方には、どのような方法で周知されたのか、お伺いいたします。断水後の広報につきましては、全協のほうで、断水災害に関する報告書というものが出されまして、この中に記載されておりましたので、それについては結構でございます。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 1月の低温、大雪警報のときでございますが、役場関係課やJAの依頼に基づきまして、きたひろネットでは音声告知放送を行っております。内訳といたしましては、JAからビニールハウス等の雪害の対策について、農林課から、農作物の被害軽減対策につい

て、上下水道課から水道管の凍結予防について、建設課から除雪について、これらの放送を適時行っております。また、きたひろネット未加入者向けには、大雪・低温注意情報といたしまして、防災安全お知らせメールにて情報を伝達しております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） きたひろネット以外の方にはメールということでございますけれども、これでは、全ての方に情報がいかなかったのではないかと思います。それで、少し関連する質問といたしまして、本町では、今回の大雪によりまして、ビニールハウスの倒壊被害が多く出ております。その実態と支援策についてどのように考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） ビニールハウス倒壊被害の実態と支援策でございます。2月29日に県への最終報告で84戸の農家で116棟の倒壊被害、また概算被害額は6748万5000円と報告しております。支援策ですが、このたびの被害規模の状況は、町の基幹産業である農業生産活動に影響を及ぼし、今後の営農再開が危ぶまれる事態の発生が予想されます。農家の生産意欲の衰退につながらないように、農業経営を維持していくために、一刻も早く復旧、営農再開ができる支援策が必要であると考えております。このたびの被災を受けまして、JAと連携しまして、相談窓口を設け、被災農家の意向を聞き取った上で、生産意欲の喚起につなげようと、被災施設撤去作業の人的支援を行ったところでございます。また、町単独の事業、パイプハウス事業を拡充しまして、早期に再建へ向けての支援策を施行するよう考えております。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 人的支援ということでありまして、私も近所の方から、ハウスが倒壊して途方に暮れておられましたけれども、JAのほうから16人もの方が来ていただいて、あっという間に片づけて、要らない物は、皆持って帰っていただいたということで、大変喜んでおられました。それで今、ハウス以外の助成事業、補助事業について、検討していらっしゃるというふうなことだと思うんですけども、具体的な補助、どのような補助をされるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 町として、どのように支援していくかというご質問でございます。単町の補助事業で、園芸振興事業補助金を今回拡充するようしております。園芸振興事業の補助金交付要綱を改正し、支援を行う予定でございます。補助対象としては、交付対象者が園芸作物の出荷販売を目的とした農産物の生産に必要な施設とし、産直出荷ハウス、水稻育苗ハウスについて支援をさせていただきます。事業内容でございますが、平成28年1月23日から25日にかけての大雪に伴う災害において被災し、出荷販売を目的とした農業施設等の再建、修繕に要する経費でございます。補助率でございますが、事業費5万円以上100万円未満については2分の1、補助金の限度額を30万円としております。それ以上の100万円以上の事業費にあつては、3分の1の補助金の限度額を50万円とし、支援を考えております。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 出荷者、あるいは水稻苗の方について補助ということで、2分の1、あるいは3分の1の補助ということで、ぜひ、温かい支援のほうお願いしたいと思います。多分、どの家庭のハウスが倒壊したか、被害に遭ったかというのは把握しておられると思いますので、個々にそういった周知をしていただいて、漏れのないように、また、水稻苗はもうすぐ必要に

なっておりまいますので、早急な対応をお願いしたいと思ひます。それから3月1日付の中国新聞に、広島県北の大雪によります農業被害が掲載されておりました。この新聞報道見ますと、ハウスの倒壊でありますとか、被害額が県内、庄原とか安芸高田市、三次市、安芸太田町等でございますけれども、その県全体の半分ぐらいが北広島町になっておひます。その中でも千代田地域に集中しているということであります。断水もまだ千代田より雪がたくさん降って、低温だった地域よりも千代田で、そういった断水が起こったということで、なぜ、この千代田だけに集中したんだらうかと不思議なんですけれども、その辺何か把握されていることがありましたら、なければ、それで結構ですけど、不思議でしょうがないものですから、何かわかれば、対策がこれから打てるなど、そういう意味でお聞きしておひます。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 千代田地域に被害が集中した理由でございますが、千代田地域には産直農家が多く、芸北や大朝地域のハウスに比べてパイプの直径が小さいと、しかも周年栽培するため、それを長く使用、冬期間もビニールを張っていることで劣化し、それを長く使用することで、雪の滑りが落ちなかったことも要因と思ひれます。また、芸北地域や大朝地域では、冬にビニールを剥ぎ取るなど、雪に対する被害防止策は各農家の判断で行われておひます。慣習化されておひます。千代田地域でも、昔はビニールを取っていらっしやったのではないかとと思ひれますが、年々降雪量も減ってきておひ、このような大雪は想定外で、大丈夫だらうという安心感から、集中して倒壊に至ったのではないかと考えられます。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 次に、芸北地域、大朝地域、豊平地域の行政防災無線でございますけれども、平成28年3月31日、もうすぐでございますが、起債の償還が全て完了いたします。防災無線はデジタル化しない限り免許更新ができないというふうにおひておひます。そこで、現在のアナログの防災無線を3960万円の事業費を投入して、延命計画により平成32年3月31日まで利用した上で廃止する計画とおひておひますけれども、現在の運営状況、部品等の調達ができているのか、町民の皆さんに迷惑がかかっているのかどうか、そういったところをお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

○危機管理監（松浦 誠） 現在の行政防災無線にあつては、平成32年3月まで延命させる計画としておひます。また、廃止後の防災情報伝達は、先ほどきたひろネットの告知放送を柱としたものとしておひます。部品の調達につきましては、今、いろんな委託している業者のほうに依頼しながら延命させているような状況でございます。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 現在では、特に問題は起こっていないというふうにお受けとめさせていただきます。それで、平成32年に防災無線が廃止になるという計画でありますけれども、その後の防災情報配信事業、これを平成27年度末までに策定して、28年度から計画を実行するというふうにおひておひますけれども、具体的にはどのような計画を考えておられるのか伺います。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

○危機管理監（松浦 誠） 今後もきたひろネットの告知放送を柱として位置づけまして、現在、きたひろネットデータ放送と屋外拡声器の設置についても研究を行つておひます。

- 議長（加計雅章） 大林議員。
- 16番（大林正行） 屋外拡声器の設置を検討しているということでございますけれども、既に決定されたということなんでしょうか。26年の説明では、今年度中に計画つくって、来年度から実行するというふうにありました。その前に、まず、防災無線がなくなりますと、非常事態の緊急情報が、これを全町民へ瞬時に伝えるということができなくなります。千代田は今もそうっております。そこで、きたひろネットの音声告知放送だけを無償で、あるいは今、基本料2000円でございますけれども、分けて安価に提供すると、そういうサービスを新しくつくるということはできないのかどうか、今までもそういった質問がありましたけれども、再度お聞きしたいと思います。
- 議長（加計雅章） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） 音声告知端末のみというお話でございますけれども、保安器の設置済みの世帯でも、なかなかサービス利用の開始が進んでいない状況がございます。約1000世帯でございますけれども、それに加えて、先の断水の事案、また一昨年の広島市の土砂災害を踏まえまして、情報伝達手段のあり方を検討しております。その中で、音声告知端末のみのサービスプラン、議員今おっしゃられたプランでございますけれども、その必要性についても研究を始めておるところでございます。
- 議長（加計雅章） 大林議員。
- 16番（大林正行） 今、研究を始めておるということでございますけれども、私は、先ほど危機管理監の答弁にありましたように、きたひろネットを活用いたしまして、屋外にスピーカーを設置するというので、これを使って、住民の方へ防災情報だけを、今の告知放送はいろいろありますけれども、そういった緊急的な情報だけをこれで伝えていくということとされれば、防災無線がなくなっても、また、千代田地域にはございません。今までは広報車を出して広報車で各戸を回っていくということがありましたけれども、今回の声の中にも、これじゃあ何を言うているのか聞こえなかったというような声も寄せられておるようでございますので、ぜひ、この屋外スピーカーで、防災無線が廃止されるのを待つことなく、千代田地域のことを考えれば早急に計画を立てて実行していただきたいと思っておりますけれども、そこらのスケジュールはどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。
- 議長（加計雅章） 危機管理監。
- 危機管理監（松浦 誠） 主に屋外拡声器のお話と思っておりますけれども、今、設置場所等もある程度専門的な業者のほうにお願いする必要もございまして、そうやって、到達距離なんか機種によってまた変わってきます。そういったところも含めまして、できるだけ早目に決めていく必要があるかと思っております。そういったところも進めながら今後研究してまいります。
- 議長（加計雅章） 大林議員。
- 16番（大林正行） 以前の説明では、27年度中にはつくるということでございましたので、ぜひ早急に具体的な計画をつくっていただきまして説明をしていただきたいと思っております。最後でございますけれども、きたひろネット網を利用いたしました防災情報ステーションが昨年完成いたしました。多分1年ぐらい前になるかと思っております。そこで、無線LANでありますWi-Fi設備を平常時を含めまして、どのように活用しておられるのか、また将来的にはどのようなサービスを考えておられるのか、お聞きしたいと思います。
- 議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） Wi-Fi設備でございますが、平常時ということでございます。きたひろネットのインターネット利用者の方には、初回の登録と週1回のリフレッシュ時の操作が必要ですが、スマホでのインターネットなど接続時間制限なしでお使いいただいております。また、それ以外の利用者の方につきましては、1時間のアクセス制限を設けて使用していただいているということです。利用回数でございますが、きたひろユーザー、それからフリーの方を合わせて約2600件程度、これ1日の利用回数が2600件程度でございます。利用方法といたしましては、集会所などでの地域のパソコンサークル等が活用されているというふうに伺っております。将来的には道の駅での観光客へのお勧めスポットのルート案内でありますとか飲食店の紹介、体育施設等では、スポーツ大会等の成績データのやりとりやアプリを使ったイベント、集会所などでは料理教室、健康管理などに役立てていきたいというふうに思っております。なお、避難所として設置をするということになりますと、非常時には無線通信が可能な機器をお持ちであれば、認証操作をすることなく、どなたでも自由に使用できるというふうになっております。災害モードのほうも準備はいたしております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 平常時にパソコン教室等で利用されているということで、1日2600件程度ということでございますけれども、ぜひ、さらにサービスを拡充されまして、先ほどおっしゃいましたけれども、観光情報の提供でありますとか、あとは飲食店等のご紹介とか、そういったこと、ぜひ早くやらないとせっかくいいシステムができません、宝の持ちぐされになってしまうと思います。ぜひ急いでいただきたい。それから、また、町内には携帯電話のつながりにくい地区もございます。そこらに、このステーションがあるのかどうか、ちょっと私も把握しておりませんが、これの対策にも十分になっていくというふうに考えます。あるいは電話、デマンド交通の予約システムであるとか、夢はどんどん広がっていくというふうに思いますので、ぜひ、これから積極的に、情報化なら北広島町といわれるぐらい取り組んでいただきたいというふうをお願いをいたしまして、私の質問は終わります。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 先ほどありました光ケーブルに地域イントラ分が含まれているのかといったご質問でございますが、地域イントラ分は含まれてございません。放送分でございます。

○議長（加計雅章） これで大林議員の質問を終わります。次に、8番、室坂議員。

○8番（室坂光治） 8番、室坂光治でございます。次のことについて質問いたします。安佐・豊平・芸北40号線ほか町道除雪・白線について伺います。豊平阿坂烏帽子・下柏尾工区付近から安佐上西谷バス停付近は、県道の幅員は狭く、山林に囲まれ、冬季期間は凍結もひどく、スリップ、転倒事故や路線バスも一時運休も見られ、トラック通行時には、どちらかが交互運行されています。このことについて、約20年ぐらいになるかと思いますが、いまだに解決せず、経過しておる実態でございます。ドライバーの方はもちろん、地元の多くの方から、何とかならないだろうか。豊平の玄関口ではないか。いつまで待てば願うのか、かなうのかというような相談の苦情も聞きます。1年前にやっと道路に沿って縦溝線を入れていただき、凍結防止剤の粒状をまき、雪を溶かしてスリップ防止をされています。町内では、こういったところが芸北の八幡雲耕線のトンネル入り口付近や千代田の入り口にかかっている橋にも縦線を入れておられます。大朝犬追原入り口付近には電熱線を設置し、凍結防止に努めておられます。そこで伺います。この区間は、今、現在どのような方向にあるのか。このままの状態が続くなら、他

の解決案として豊平側、元旧道に道路を振り、少々蛇行しても改良することができないものか、早急に測量し、施工着手していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） それでは、県道40号、安佐・豊平・芸北線の現在の状況というご質問に対しまして、建設課からお答えいたします。現在の状況でございますが、当町といたしましては、豊平地域自治振興会等、それから整備要望等いただいております。それと次期広島県道路整備計画への組み入れ及び広島県内陸部振興対策協議会を通じまして、継続的に県への整備要望を現在行っているところでございます。整備の状況につきましては、用地取得が一部完了しておりません。したがって、そういう状況でありますので、現在は、一時休止という状況にあります。ご質問にありましたように、ルートを多少変更してでもということがございますが、既に取得済みの土地等ありまして、当時の計画を変更することは困難だと思われま。当面の対策といたしまして、凍結抑制舗装や防草対策を実施していただいております。

○議長（加計雅章） 室坂議員。

○8番（室坂光治） 大変難しい問題だろうと思いますが、できないというような感じで受け取ったわけですが、ただ、打開策としまして、当地域の用地買収が困難と聞いていますが、当地は地籍調査が行われておらず、団地造成のとき団子図によって地図訂正し、団地造成を当時の業者によって買収、団地の施工がなされたと聞いております。できませんできませんというのもあるんですが、よう言葉で、十年一昔ということもありますが、もう20年はたつとるんじゃないかと思いますが、もう一度いい回答もらえんでしょうか。お伺いしておきます。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 本町としましても、よい回答を申したいところでございますが、何分、県施行の事業ということでございます。私も先ほど申しましたように、整備要望は随時、継続的に行っておりまして、その用地の部分の直接的な問題につきましては、なかなか、うちのほうでどうこうというようなことにはならない状況でございます。

○議長（加計雅章） 室坂議員。

○8番（室坂光治） 要望はしていただくだろうということでございますが、このことについては、続けてやっていただきたいということと、先ほども言いましたように、豊平の玄関口でもありますし、そして県にも、そこは危ないだろうというようなことで、先ほど言いました縦溝線を入れて、粒状をまいて、それで雪を溶かすということにもされておられるので、多少は前向きに進んでいるんじゃないかというような気がしておりますが、しかし、このぐらいのことじゃなかなかできんと思いますが、以前に振り返ってみますと、ここで自動車事故が何ぼうもありました。朝まだ早いのに、牛を3頭積んで出られて、そのままあそこで谷に突っ込むと。それでお年寄りの方は重傷を負って、とうとう亡くなれましたが、そういうことやら、何ぼや、ここで死なんいうぐらいの問題で、もうちょっとこのことについてはやっていただきたい。町長、考えがあれば、ちょっと聞かせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） この県道については、これまでも県のほうに強く要望してきたところであり、先ほどありましたように、実際部分的にはありますが、対応していただいたところでありま。今後も強く要望活動はしていきたいというふうに思っておりますし、できるだけ前に、一歩でも前に進むように要望はしていきたいというふうに思っております。

- 議長（加計雅章） 室坂議員。
- 8番（室坂光治） それでは、続いてお願いいたしたいと思います。これからも凍結防止や危険な箇所について、どのようなお考えをお持ちなのかお聞きすると、町内でもいろんなところがございます。芸北の役場支所前の道路のひび割れ、轍、主要地方道安佐戸河内線、大利原才乙線の道路の幅員が狭いため、大型車の通行が困難。特に冬のスキーシーズンには、田んぼに落ちている乗用車が見られるというようなこともございます。また、これも同僚議員も一般質問されておりましたが、志路原田原線におきましても、道路の曲がり角がひどく、道路改良は急務ではないか。ぜひこのことについて、先ほど言ったことについても内陸部協議会について、町長お願いできませんでしょうか。一つこのことについて伺ってみます。
- 議長（加計雅章） 町長。
- 町長（箕野博司） 国県道については、県のほうへ要望していくということで、これまでも継続的に要望はしておるところでありますし、内陸協議会においても要望を重ねておるところであります。なかなか全てが要求が通っていかないということはあるかもしれませんが、引き続き、これについては要望を重ねていきたいというふうに思っております。よろしくお祈りいたします。
- 議長（加計雅章） 室坂議員。
- 8番（室坂光治） 3番目に、除雪後の道路の傷みは激しく、カメの甲羅のように、割れ目が大きく目立っております。破損している箇所については、職員の方もいつも気を配っていただけて助かっておるんですが、いま一度、これで雪は降らんのかなという気もしますが、いつ降るかわかりませんが、もう一度そういうところ精査されまして、安全な道路、車社会でございますので、事故もないことを目指すように思っておりますが、このことについて、お聞きしてみたいと思います。
- 議長（加計雅章） 建設課長。
- 建設課長（砂田寿紀） 除雪後の道路の調査とか点検ということでございますが、確かに冬季に舗装が傷むという現象はあろうかと思っております。それで、全路線860kあるということでございますが、それを全てということにはならないかと思っておりますが、調査をするということは、かなり多くの時間をかけてしまいます。さらに、これタイムリーな調査と、状況把握ということにならないということで、12月の議会でも申しましたように、日常的な職員の通勤であるとか、業務上のところで発見と、それからまた路線によっては巡視業務を行っているところで早期の発見に心がけているところです。さらに来年度からは、郵便局と連携をいたしまして、道路情報の収集を現在していただくように協議を進めているところでございます。これらの体制で、破損箇所の早期発見、早期復旧ということに心がけてまいりたいと思います。
- 議長（加計雅章） 室坂議員。
- 8番（室坂光治） 建設課長が言われるように、ぜひとも、このことはやっていただきたいというふうに思っておりますし、除雪後ですから、いろんなことがあります。白線でも停止線が消えているというようなところも見受けられます。そういうことや、外側線もですが、特に雪が降って、除雪で山林部で枯れ葉が落ちた分を一緒に溝へ寄せているんです。雪は溶けるんですが、枯れ枝が全部溝に入っているんです。それで、そこが堰き、また、そこへ雨降ったら、水がたまって道路にいくという悪循環にもなるんですが、そこらあたりはどのように、清掃もせにゃいけないのだろうと思いますが、どのように考えておられますか。お聞きします。
- 議長（加計雅章） 建設課長。



○建設課長（砂田寿紀） 側溝等の部分で、雪で押しおけるためにごみ等がたくさんたまる、秋には、また落ち葉がかなりというような状況があらうかと思えます。通常の維持管理につきましては、年間を通じて建設会社のほうへ業務委託ということでさせておりますので、そういう情報をいただきましたら、撤去のほう、心がけていきたいと思えます。

○議長（加計雅章） 室坂議員。

○8番（室坂光治） 業務委託をされておるといことでございますが、されてるいいましても、任せてばっかりおっちゃいけないのですよ。現場見てもらわんと。ただ、枯れ木を何かで道路を上げる、上げとただけじゃだめです、また入りますから。必ずそれを取ってもらうというふうにせんと、そこまでやらんといけんので、全然、郵便局の人とかいろんな人も対応して一緒にやろうということは非常にいいことですが、やはり途中でやめると、またそれが入るとい悪循環になりますので、そこらあたりも今後とも、課題になるかもしれませんが、やっていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。次に、5番目に、町は安芸太田町と、やまがたサイクルツーリズム推進協議会をつくられました。道の駅などへのサイクルステーションの設置など、町の環境整備など大いに期待をしています。そのためにも、町道の整備を早急にしていただき、事故なく通行できる対応していただきたいと思えますが、このことについて、町長、何かあればお伺ひします。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 観光事業につきまして、北広島町だけでなく、少し広域で連携してやっていこうという取り組みの一つであります。今後こういった取り組みは広げていきたいというふうに思っておりますけども、それに関連して道路の整備というものも必要になってきます。町道を使ってというのは、あまりないと想定しておりますが、コースになっていく町道については同じように考えていかなければいけないかもわかりませんが、基本的には国県道になろうというふうに思っております。そこらについては、県と一緒に、ここらを取り組ませてもらおうというふうに考えております。

○議長（加計雅章） 室坂議員。

○8番（室坂光治） 今、町長の言葉ですが、県道が主になるかということもあれですが、これは名称ですから、道の駅とか、あるいはあそこに大きな桜のシダレザクラが咲くとか、いろんなところがあるので、それは、すぐじゃないだろうと思えますが、そういうところもやっていかれるんじゃないかというようにも思っておりますので、そこらあたりも視野に入れていただきたいと思えますし、昨年、長笹の高橋名人さんがやめられまして、10月に樂山オートバイ神社が10月にオープンしました。広島のパルコムさんが来られたというようなことで、私も式にも行きましたし、間にも、バイクが音を立ててくるというようなことで、町民の皆さんからの苦情も聞いたりしよったんですが、静かなまち長笹へそういうこともあったということもあるんですが、今ごろはあまりそういうことは言われんというようなことになったそうですが、大体30台ぐらい来るんだということで、大きなのは500万から、私は800万のオートバイを見させていただきましたが、すごいものでございます。それで、そこにオートバイ神社に寄りまして、中には足湯がありますので、それはただでございます。そこで足湯へ浸かって、しっかり疲れをいやして、それから、そばのかわりに今度はしょうがうどん、それからむすび、コーヒーなどを飲んで、普通は10時から5時までやるということで、これにちなんでも、オートバイじゃございますが、道が七曲のほうは、なかなかいい具合になつたらんというような

こととございます。所々はいいいところもあるんだというようなことも聞いておりますが、先ほど町長が言われたように、町内をあちこち歩くように、サイクルもされますし、いろんな人が通るといことになりますと、車社会でございますので、道路はやはりきれいにしとかにやいけんといことと、それから、これは出しとらんのですが、高齢者が増えて、歩道に電動車を乗りたいんだが、そういうふうなことを進めてくれんかといこととがお話が入っております。これは通告しとらんで、まずいんですが、それらも今後課題にさせていただければと思います。あれもこれも言って申しわけなかったんでございますが、何か質問のことで、これだけはといこととがあれば教えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） サイクルツーリズムの部分、ちょっと触れさせていただきますと、基本的には、サイクリングロードをこれから検討しながら決めていくといこととがあります。それらのPRですとかいったソフトが当初は主になろうかと思いますが、それを進めていくと。そういったことに並行しまして、それらの道の整備でありますとか、それから道の駅であるとか、拠点となるところの環境づくりの提案とかいったことが主になろうかと思いますが、それと歩道の関係でございますが、現在、県道に至ってもなかなか歩道の設置が難しい状況でございます。基本的には交通安全プログラムというのが主に通学路を対象とした部分でございますが、これらに対象となっております路線等につきましては、わりと歩道の設置が認証されやすいといこととある状況もございますので、現在は交通安全プログラム等の見直し等も含めまして取り組んでいっているような状況でございます。町道につきましても同じように、やはりそういった位置づけがある道路につきましては、歩道のほう、できる限り整備をさせていただきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 室坂議員。

○8番（室坂光治） できるだけ町民の皆さんが安心で、あちこち行き来できるような環境づくりやら、それから今のことについて、またいろいろ考えてやっていただかにやいけんこともたくさんあるかと思っておりますが、これからも、そういうことについてやっていただきたいと思っております。これで、私の質問は終わります。

○議長（加計雅章） これで、室坂議員の質問を終わります。次に、7番、柿原議員。

○7番（柿原徳則） 7番、柿原徳則でございます。まず、最初に、12月の議会を欠席し、皆さんに大変ご迷惑おかけしました。若いときの不節制がたたりまして、・・・入院させていただきました。今後、節制、養生する中で頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。一般質問通告書に通告しておりますように、民間手法の活用といこととで質問させていただきたいと思っております。バブル崩壊後、民間企業は、資産過剰になったため、総資産利益率が低下して株価が低迷しました。市場の信用を獲得するため、資金調達を容易にするために保有資産の整理を行ってきました。自治体もバブル経済が崩壊後、経済対策として公共事業を増やしました。その事業費の一部が自治体の借金として残り、起債の償還財源の圧迫要因となっております。大量に整備された公共施設は、運営やメンテナンスに多くの経費が発生し、固定費として、財源に重くのしかかり、60年、70年代の高度成長期に建てられた公共施設は建てかえの時期を迎え、財政難に追い打ちをかけています。民間であれば、固定資産税がかかりますが、自治体は資産保有の税金がかかりません。そのため補助金がもらえれば、その後の維持管理費用のことをほとんど考えずに学校をふやそうとか、あるいは会館を建てようとか、病院を建設し、資産過剰になってきました。その資産の維持管理費用が財政を圧迫する事態に

なってきたております。また、自治体の一般会計には減価償却という概念がありません。将来的な建てかえなどに向けての資金留保がなされていません。しかも新規建設時には、国から補助金が出た施設も補助金削減の流れを受けて、建てかえは全て自治体の自己資金で賄わなければならないようになっております。自治体も現在、資産過剰の点では、バブル崩壊後の企業と変わりがない状況になっているのではないのでしょうか。自治体が切迫感を持ってないのは、資金調達が困難でないからであります。現行の仕組みにおいては、自治体の資金調達手段である起債には国の信用補完がついておりまして、資金調達が苦しむということはありません。企業においては自前でしなければなりません。政府は、現在、地域に税源を移譲し、地域の自立を促すとともに、三位一体改革を進めています。この三位一体改革の結果、国庫支出金や地方交付税などが見直され、自治体の歳入が減り、自治体によっては、発行する起債の信用力が低下するであろうといわれています。自治体も信用力を高める施策を視野に入れなければならないのではないか。三位一体改革が推進されると、自治体運営に必要な資金調達も国を頼らず、おのおの自治体が自立して行わなければなりません。そうなった場合、自治体の財務的な評価が資金調達の条件を左右することになります。つまり、自治体の借入金総額、総資産利益率等財務諸表の評価指標を見て、A自治体ならお金を貸しますけども、B自治体はお貸しすることが難しいですよとなってくるはずであります。場合によっては、資金調達不能な自治体が出る可能性も否めません。自治体も経営指標の改善を行い、信用力や成長力をみずから市場にアピールしていくことが求められます。バブル崩壊後、民間企業は効率的な資産管理を行い、できるだけ資産を持たない経営にシフトしてきました。保有資産を売却したり、証券化したりして、総資産利益率を向上させました。また、資産を持たないことにより固定費として重くのしかかってきた経費が発生しなくなり、結果として、別の用途に資金を振り向けるという効果が出てきました。自治体も民間企業と同様、可能な限り資産を持たない経営を目指すべき必要があるというふうに思います。自治体にも企業のように利益を得るという手段があるはずでございます。例えば水道事業のように収入のある独占事業が幾つかあります。それらを独立行政法人のような形で民営化し、将来的に民営化することで上場させることも考えられ、そういう上場益で、必要な設備更新を行うなど収益を得ることができると思います。不要な公共施設、これを整理し、広域地域との連携を図り、整理統合など進めていく必要があるのではないかとこのように思っております。そこで、質問でございますけども、当町は、面積も4町合併した町ですから、面積も非常に広大で、使用されていない公共施設もかなりあると思います。公共施設はどのぐらいあるのか。あるいは面積はどのぐらいあるのか、また、その資産が資産価値としてどのぐらいあるのかということを試算したことはありますか、わかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） それでは財政課のほうからご答弁を申し上げます。まず、公共施設の実態ということでございますけれども、総合管理計画策定時点で保有しております本町の公共施設は556施設、面積にしまして21万1011㎡でございます。また、資産の価値につきましては、公会計制度によります平成26年度決算におけます一般会計、公営事業会計、企業会計の連結会計ベースの貸借対照表で、建物の残存価格は約178億3000万円となっております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） 非常に建物自体も多いし、面積も多いということでございます。今の公共施設総合管理計画の中では、この数値が入っておりますけれども、他市町村とも比べても非常に面積が多いというふうに記憶しておりますけれども、前回の全員協議会で説明があったと思っておりますけれども、4町が合併した町ですから、多くの公共施設があることはわかったんですけども、この中で現在不要、あるいは使われてない施設、かなりあると思うんですけども、ざっくりどのぐらい、例えば建物だったら556件あると言いましたけれども、このうちのどのぐらいが使われてないんですか。あるいは面積としてもどのぐらい使われてないのか。教えていただければと思いますけれども。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 公共施設の中で、現在使われてない施設が幾らぐらいあるかというご質問でございますけれども、全員協議会でも報告いたしましたとおり、今回の計画につきましては、基本の方針を定めたものでございまして、今後庁舎内で各課と連携をとりまして、それぞれの各課が所有しておる資産がございまして、それにつきまして詳細の利用状況等はこれから詰めてまいりますので、利用されてない面積はどのぐらいかということにつきましては、今後公表させていただくということになるかと思っております。以上です。

○議長（加計雅章） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） それは今から計画において詰めていくということでございますけれども、しかし、計画を見て思ったのは、非常に30年から50年にかけて、そういう施設の整理とか売却とか処分とか改修とかやっていくことになったんですけども、あまりにも、そういう長期間にかけてやるということになっておるんですけども、これをもうちょっと、そういうスピードを上げていただいて、早期にやる必要があるんじゃないかと。そういう長くかかればかかるほど、いろんな経費がかかってくるんで、そういう点についてはどうですか。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） スピード感を持ってというご質問でございますけれども、本計画につきまして、基本的には、施設の長寿命化をまず図っていくということでございます。維持管理費用のほうは、財政推計のほうで、1年間に約2億円ほど見込んでおりまして、これを平準化して、改修等適正にやっていくということで、建物の長寿命化を図っていくという計画になってございます。先ほど議員からご指摘ございましたように、不要な建物につきましては、今後、住民の方とお話をさせていただきながら、解体とかという最終的な方法も選んでいかなければならないというふうに考えております。以上です。

○議長（加計雅章） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） ぜひとも早急にそういう行動に移っていただきたいというふうに私は思うんですけども、ちょっと話がそれるかもわかりませんが、財政が非常に厳しくなる、収入も、歳入もだんだん少なくなるということで、例えばそうした中で、受益者負担ということも考える時期が来るんじゃないかというふうに思うんです。例えば施設の利用料とか、そういうものも考慮せざるを得ない時期が来るんじゃないかというように思って、そういう考えについてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 受益者負担というご質問でございます。受益者負担につきましては、特定の公共サービスを受けていただく方に分担金、負担金、使用料、それから手数料を受益に応

じまして負担を求めているものでございます。例えば平成29年度から簡易水道事業を水道事業に統合してまいります。その後、経営計画を策定する際に、必要であれば水道使用料の改正を検討すべきと考えております。ただし、その際は施設の管理運営費や受益者負担の考え方などの根拠を明確にした上で、わかりやすく説明し、住民の方のご理解が必要であろうと考えております。以上です。

○議長（加計雅章） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） 課長、これは質問はちょっと通告してないんですけども、一つの私の思いつきでございますけども、例えば古くなった町営住宅、これを新規に建てかえするとすれば、非常に初期投資がかかるということになると思います。その初期投資を抑えるために、民間のアパートなり、あるいは、今、空き家が北広島町には1000近くもあるということでございますので、それらを逆に町の行政のほうで賃借なりして、貸し出しする方法は考えられるか、お聞きしたいというように思います。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） ただいまの質問、町営住宅の民間の活用ということで、ご承知のように、千代田地域にあっては町営住宅がかなり古いということで、もう既に建てかえの時期に来ているのではないかというふうに言われております。民間の資金を活用ということでございますけれども、例えば、先ほど議員ご指摘のように、民間の例えば古くなったアパートを町で借り入れて、町営住宅として貸し付けるとかいう検討はできるのではないかというふうに担当課では思っております。以上です。

○議長（加計雅章） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） 空き家もかなりあるようなんで、そこらの活用含めて、私の思いつきで言ったんですけども、考慮してみる必要もあるんじゃないかというように思います。今、民間の活力を使うということで、いろんな手法があると思うんですけども、例えば民間委託とか指定管理制度とか民営化とか、あるいは人材派遣、あるいはPFIというような指標があるらしいんですけども、当町においても、指定管理制度は現在かなりの事業に使用しておりますけども、当町として、私が思うには、今の計画にも謳ってございましたけども、PFIという手法が書いておりますけども、これが一つ使えるのではないかというふうに思うんですけども、このPFIの導入をお考えあるかどうかということと、さらに財源が減るわけですから、歳入が減ってくるわけですから、そういう民間の資金を大いに利用して、逆に当町のほうへ、そういう料金が入ってくるというような手法、そういうものができるものが今、財政課長の頭の中にどういうことが描かれているかというのをお聞かせ願えればというように思います。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 民間資金、PFIを導入した事業を使えるもの、PFI事業につきましては、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用しまして、公共施設の整備を行うものでございます。全国的な先進事例としましては、庁舎や学校、公営住宅、公園などの整備について採用されております。なお、広島県内におきましては、事例は少ないため、本町におけます事業の実現の手法につきましては、今後研究をしてみたいというふうに考えております。以上です。

○議長（加計雅章） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） 確かに、広島県の凡例というのは、見てもあまり出ていません。よそのとこ

は、見させていただきましたけども、出てないんですけども、いずれにしても、非常に財政が、国からの交付金なり、あるいは歳入のほうが非常に減ってくるということでございますので、何か北広島町でも、逆に歳入のほうが発生するようなやり方ということが必要でないかと思うんですけども、そういう手法がどれだということ、私も知識がないので申しわけないんですけども、そういう歳入がある、そういう民間の活力の利用ということは非常に必要なんじゃないかと思います。例えば先ほど言いましたけども、独立行政法人みたいな形でもつくって、最終的には、当町へそういう株式が入ってくるような、そういう企業といいますか、事業といいますか、そういうものをぜひとも考慮していつ進めていただきたいなというように思うんですけども。それでは、最後に町長にお聞きしたいと思いますけども、先ほどから財源ないということでございます。町長の公約の中にも民間活力を取り入れていきたいということもありましたけども、もっとそういういろんな活力の方法といいますか、そういうものを凡例なり、あるいはそういうものをよく調べていただいて、ぜひとも早い時期にそういうことが実現していくべきじゃないかというように思うんですけども、そういう点からしたら、町長自身も、ある意味ではセールスマン的な立場に立って、そういうものを民間にも求めていくということの活動が必要でないかというように私は感じるんですが、町長の所見をお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 民間活力をもっと導入していったらということでもありますけれども、これまでも指定管理等、民営化等検討もしていき、実際にそういう方向で動いてきているところでもありますけれども、議員が言われたような新しい手法等もいろいろ出てきておりますので、これらは研究して取り組めるものがあれば、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（加計雅章） これで柿原議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にして、明日15日に延会したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会といたします。なお、明日の会議は10時から、本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 23分 延 会

~~~~~ ○ ~~~~~